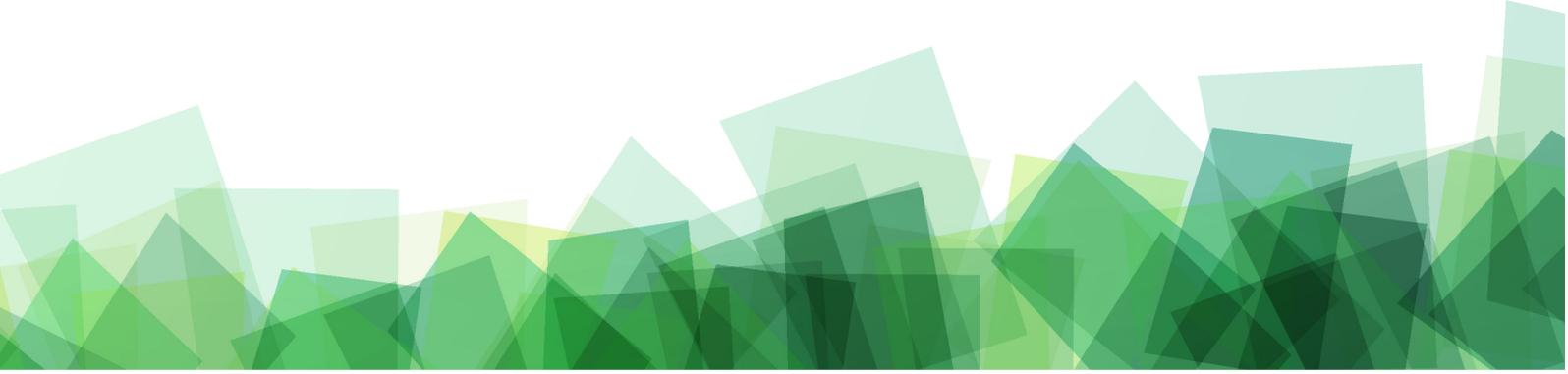




諸塚村 公共施設等総合管理計画  
【改訂】

2022年(令和4年)  
宮崎県諸塚村



# 目次

## 第1章 公共施設等総合管理計画改訂にあたり

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 1. はじめに .....               | 1 |
| 2. これまでの取組 .....            | 1 |
| 3. 公共施設等総合管理計画の改訂について ..... | 2 |
| 4. 本計画の位置づけ .....           | 2 |
| 5. 本計画の対象 .....             | 3 |
| 6. 計画期間 .....               | 3 |
| 7. 推進体制 .....               | 4 |

## 第2章 諸塚村の概要

|                  |   |
|------------------|---|
| 1. 諸塚村の概要 .....  | 5 |
| 2. 人口の推移 .....   | 6 |
| 3. 将来の人口展望 ..... | 7 |
| 4. 財政状況 .....    | 8 |

## 第3章 公共施設等の現状と将来の見通し

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 1. 建物系施設 .....          | 10 |
| 2. インフラ施設 .....         | 13 |
| 3. 過去に行った対策の実績 .....    | 15 |
| 4. 有形固定資産減価償却率の推移 ..... | 16 |
| 5. 更新費用の見通し .....       | 17 |
| 6. 対策の効果額 .....         | 22 |

# 目次

## 第4章 公共施設等の管理に関する基本方針

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 1. 現状や課題に関する基本認識 .....    | 19 |
| 2. 基本方針 .....             | 20 |
| 3. 維持管理方針 .....           | 21 |
| 4. 長寿命化の実施方針 .....        | 24 |
| 5. 耐震化の実施方針 .....         | 25 |
| 6. ユニバーサルデザイン化の実施方針 ..... | 25 |
| 7. フォローアップの実施方針 .....     | 25 |
| 8. 地方公会計との連携 .....        | 26 |

## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 1. 村民文化系施設 .....               | 27 |
| 2. 社会教育系施設 .....               | 29 |
| 3. スポーツレクリエーション系施設 .....       | 30 |
| 4. 産業系施設 .....                 | 32 |
| 5. 学校教育系施設 .....               | 34 |
| 6. 子育て支援施設 .....               | 36 |
| 7. 保健・福祉施設 .....               | 38 |
| 8. 医療施設(普通会計) .....            | 40 |
| 9. 行政系施設 .....                 | 41 |
| 10. 公営住宅等 .....                | 42 |
| 11. 公園 .....                   | 46 |
| 12. 供給処理施設 .....               | 47 |
| 13. 医療施設(病院会計) .....           | 48 |
| 14. インフラ施設(上水道) .....          | 49 |
| 15. インフラ施設(下水道) .....          | 50 |
| 16. インフラ施設(道路/橋りょう/トンネル) ..... | 51 |

## 第1章

# 公共施設等総合管理計画改訂にあたり

## 1. はじめに

これまでに整備がされてきた公共施設等の老朽化が進行し、一定の期間に大量に更新する時期を迎えることが全国共通課題となっています。一方で、少子高齢化に伴う税収の減少等により、施設の更新や補修に使える財源は減ることが見込まれています。こうした状況は、諸塚村(以下、本村)においても例外ではなく、今後も厳しい財政局面が続くことが予想されます。

住民ニーズの多様化、さらに量から質へと時代が転換し、施設に求められる機能が変化しています。今後、必要な施設の規模や機能を確保しながら、提供する公共サービスの質の向上を図っていくことが求められています。

## 2. これまでの取組

公共施設等の老朽化や財源確保が大きな課題となるなか、総務省より「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針(平成 26 年 4 月 22 日)」が示されました。この指針は、地方公共団体に対して公共施設等の「行動計画」を意味する「公共施設等総合管理計画」の策定要請となります。

「公共施設等総合管理計画」は公共施設等への住民ニーズが変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の現状や課題を把握し、長期的な視点をもって、更新や長寿命化など計画的に行うことにより、財政負担を平準化することを目的としています。

上記の策定申請を受け、本村においては、平成 29 年 3 月に公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関することや施設類型ごとの管理に関する基本的な方針などを取りまとめ、「諸塚村公共施設等総合管理計画」の初版を策定しました。

### 3. 公共施設等総合管理計画の改訂について

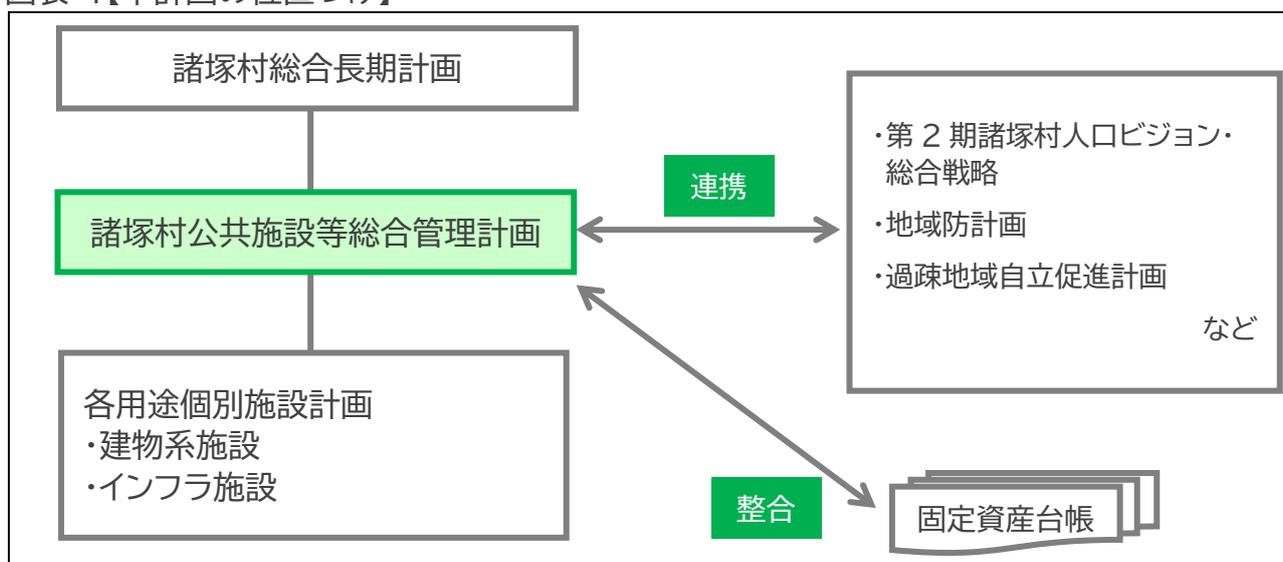
平成 30 年 2 月 27 日に総務省より「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」が示され、「公共施設等総合管理計画」を総合的かつ計画的に推進し、さらなる財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適配置の実現が求められています。また、上記指針には「ユニバーサルデザイン化の推進方針」等の要件が新たに追加されました。

### 4. 本計画の位置づけ

本計画は、平成 25 年 11 月 29 日に国のインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」において、市町村版の「インフラ長寿命化計画行動計画」に該当するものであり、平成 30 年 2 月 27 日に総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定について」に基づいて策定します。

本計画は、諸塚村の上位計画にある「諸塚村総合長期計画」のもと、「人口ビジョン」など各種計画と連携した計画とします。また、「各用途個別施設計画」では、固定資産台帳との整合を図っています。(図表 1)

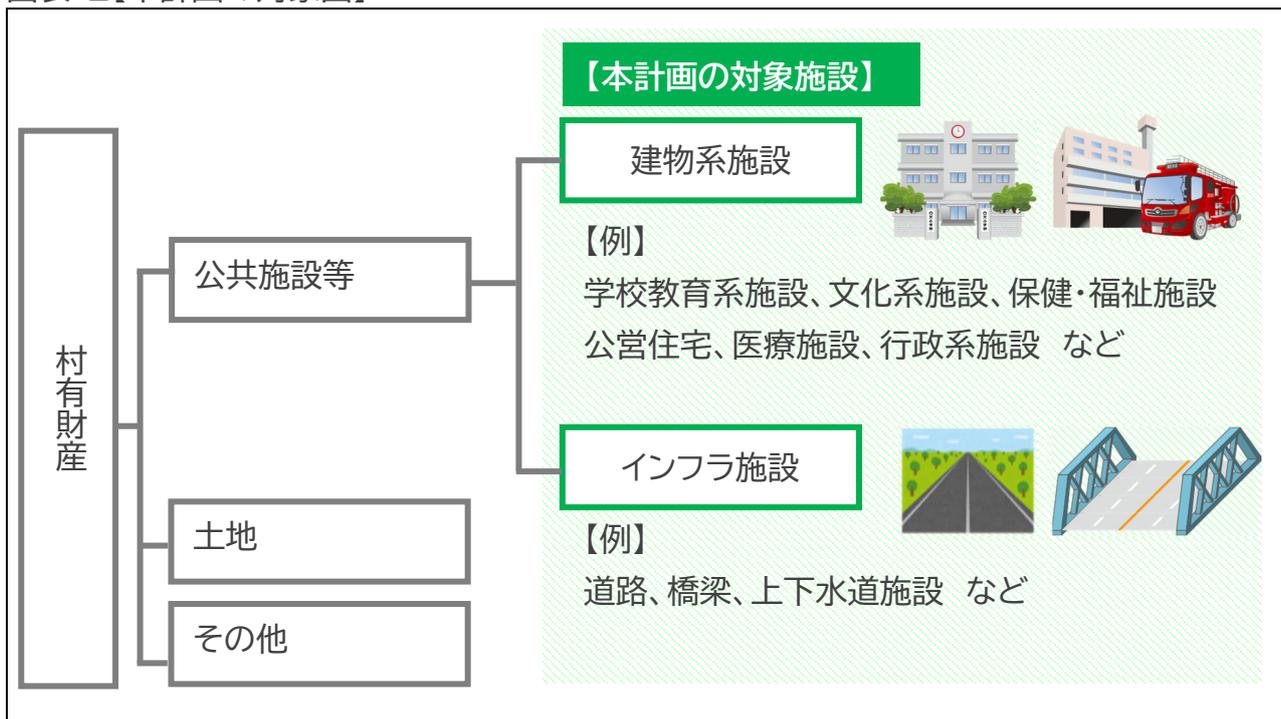
図表 1【本計画の位置づけ】



## 5. 本計画の対象

本計画では、今後の建替や改修工事などを検討する施設として、建物系施設とインフラ施設を合わせた公共施設等を対象とします。

図表 2【本計画の対象図】



## 6. 計画期間

本計画は、公共施設等の全体最適化に向けて、長期的な視点に基づき検討するものであることから、計画期間は公共施設等の更新時期を踏まえて設定します。

計画期間は施設の更新ピークを包括できるよう、平成 29 年度から 40 年間とします。ただし、計画の進捗や、社会環境などの変化に合わせて、随時計画の見直しを行い、実効性をもった計画とします。

## 7. 推進体制

公共施設に関する情報は、固定資産台帳管理システムを活用し、公会計管理台帳と合わせて財産管理課である総務課で一元的に管理する体制とします。公共施設の利用状況等は、各施設所管課により適時に固定資産台帳管理システムに入力を行い、施設の現状を随時把握できる状態とします。

公共施設等に関する基本計画として位置づけられる公共施設等総合管理計画に沿って、より具体的な個別施設計画を策定するにあたっては、全庁的な体制での検討を行います。

## 第2章 諸塚村の概要

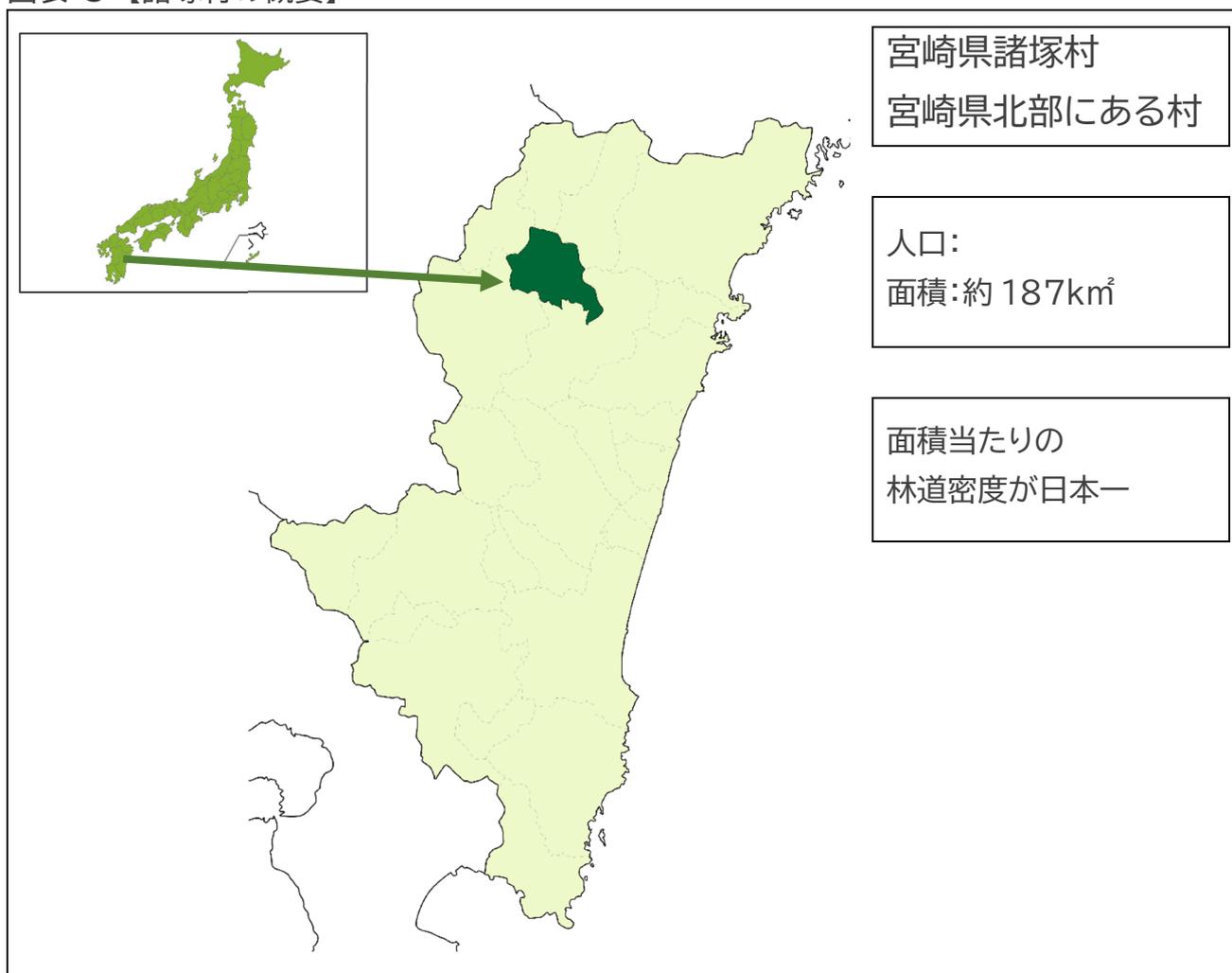
## 1. 諸塚村の概要

本村は、九州山脈の中央に位置しています。昔から交通機関等のフィジカル空間(現実空間)の条件不利地域であり、かつ情報通信手段としてのサイバー空間(仮想空間)の整備も遅れがちでした。しかし、国道327号および503号をはじめ、県道、村道、林道等の整備が、完全とは言えませんが徐々に進んでいます。さらにここ10年で県の情報ハイウェイ整備と国費による光ファイバー網の整備がなされ、インターネット環境は格段に進んでいます。

今後は、まだまだ不十分な生活道路等の整備の推進と高価な維持管理を要する情報通信設備を持続可能にできる運営体制づくりのためのビジネス面での活用策が期待できます。

【参考】第6次諸塚村総合長期計画

図表 3 【諸塚村の概要】

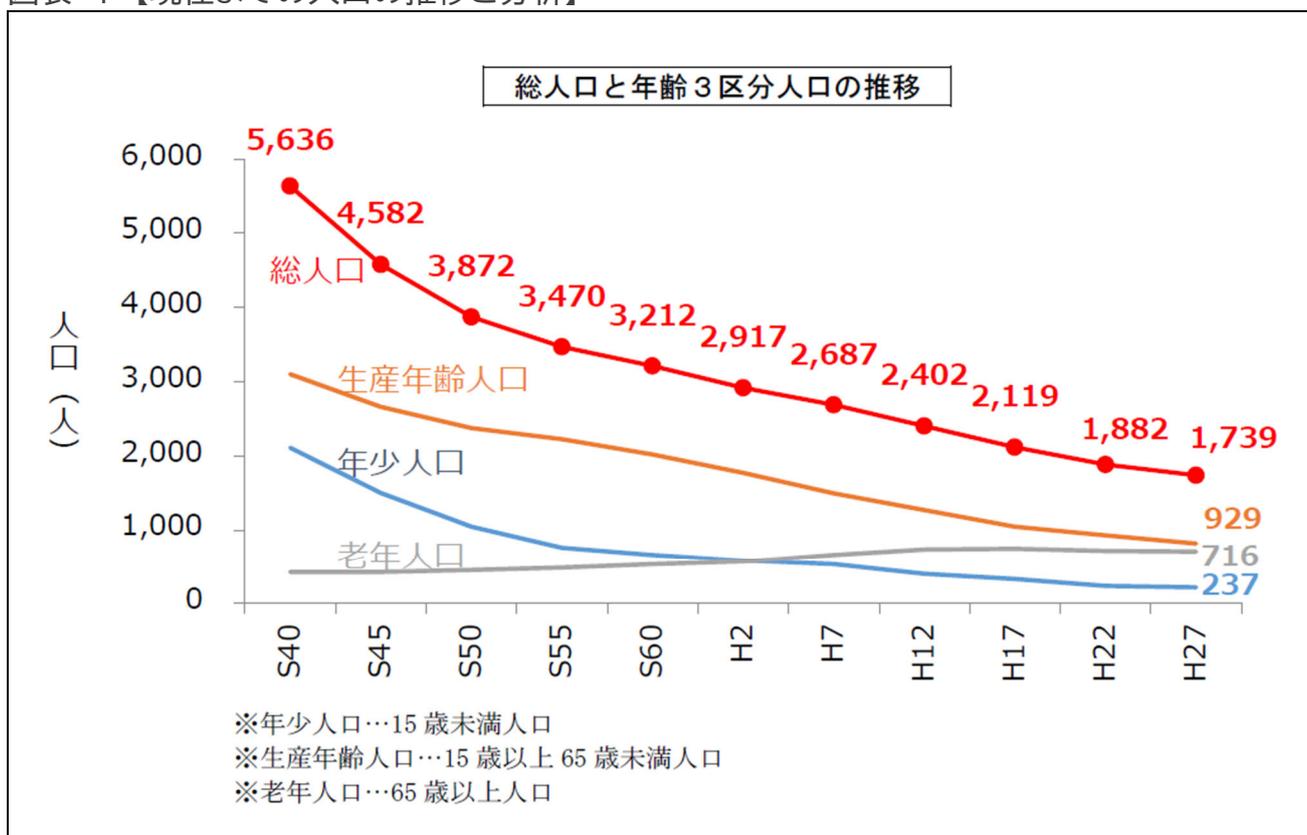


## 2. 人口の推移

本村の人口は、国勢調査によると昭和40年以降、平成27年まで一貫して減少しており、平成27年は1,739人となっています。

年齢3区分別人口は、生産年齢人口・年少人口の減少が続く一方で、老年人口は減少しており、平成7年には年少人口を逆転し、生産年齢人口に近づいています。

図表 4 【現在までの人口の推移と分析】



総人口と年齢3区分別人口の推移 (人)

|        | S40   | S45   | S50   | S55   | S60   | H2    | H7    | H12   | H22   | H27   |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総人口    | 5,636 | 4,582 | 3,872 | 3,470 | 3,212 | 2,917 | 2,687 | 2,402 | 1,882 | 1,739 |
| 年少人口   | 2,110 | 1,498 | 1,044 | 760   | 663   | 580   | 531   | 397   | 237   | 216   |
| 生産年齢人口 | 3,101 | 2,660 | 2,377 | 2,227 | 2,018 | 1,769 | 1,494 | 1,296 | 929   | 817   |
| 老年人口   | 425   | 424   | 451   | 483   | 531   | 568   | 662   | 736   | 716   | 706   |

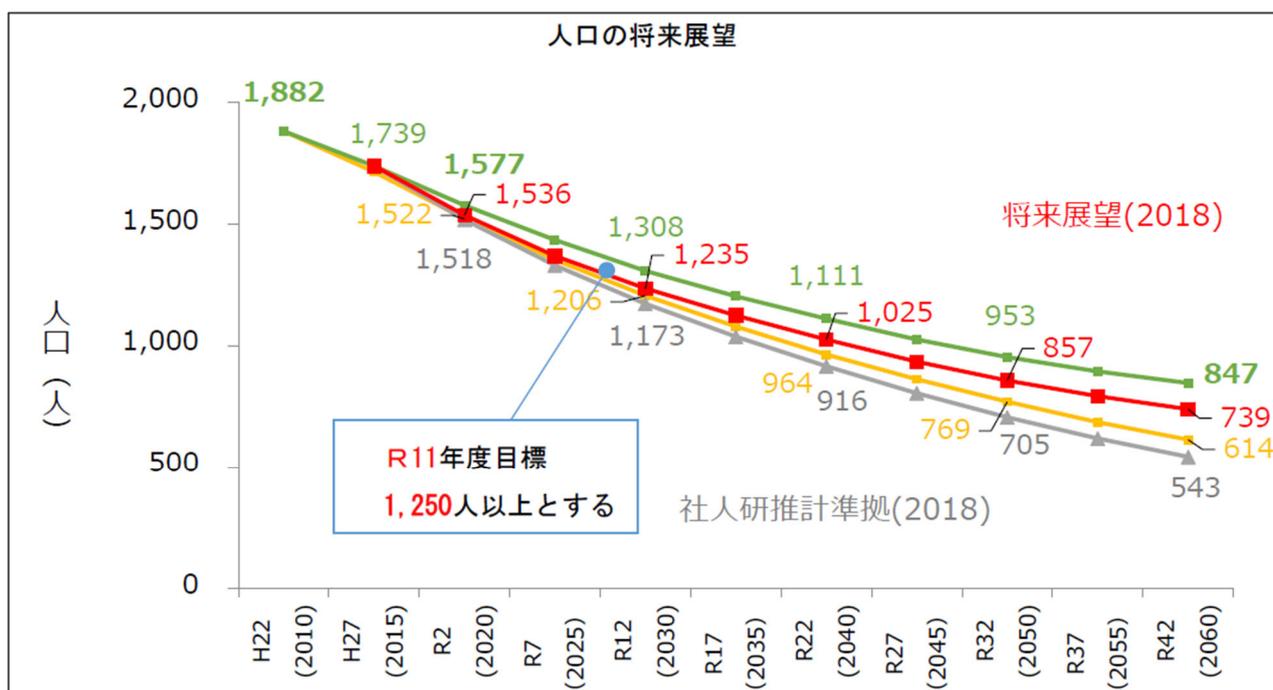
【参考】第6次諸塚村総合長期計画

### 3. 将来の人口展望

全国的な統計として国立社会保障・人口問題研究所(以下社人研)の統計(平成 27 年および 30 年)を参考にしますが、その際考慮されていない本村の特性(高校生での転出、U ターンの傾向等)を考慮し、さらに本村「諸塚村総合戦略」等による人口減少抑制の効果を考えた独自集計を行いました。

図表 5 【人口の将来展望】

|      |  |
|------|--|
| 自然動態 | 国立社会保障・人口問題研究所に準拠  |
| 社会動態 | 国立社会保障・人口問題研究所<br>・25 歳～34 歳男性年間 1 人<br>・25 歳～34 歳女性年間 2 人 |



令和 11 年度 目標総人口 1,250 人

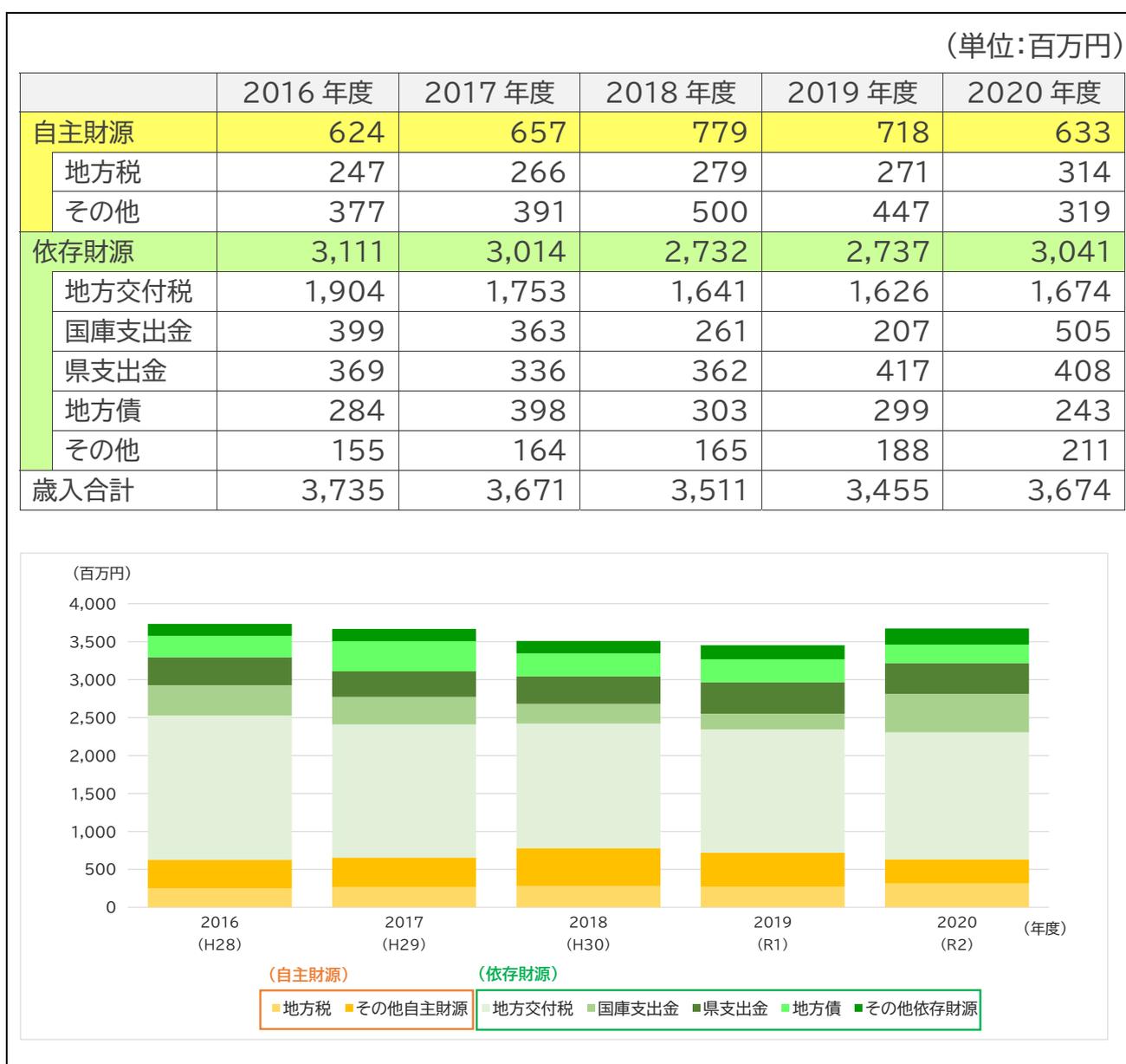
【参考】第 6 次諸塚村総合長期計画

## 4. 財政状況

### (1) 歳入

歳入とは、国や地方公共団体の1年間の収入を指し、収入の大部分は税収が占めています。また、歳入には自主財源と依存財源に大きく分けられ、地方公共団体では運営を自分たちだけの歳入(自主財源)では賄うことが難しい場合が多く、国からの補助金など(依存財源)によって運営を成立させています。

図表 6 【歳入の推移】



【参考】各年度決算カード

(2)歳出の状況

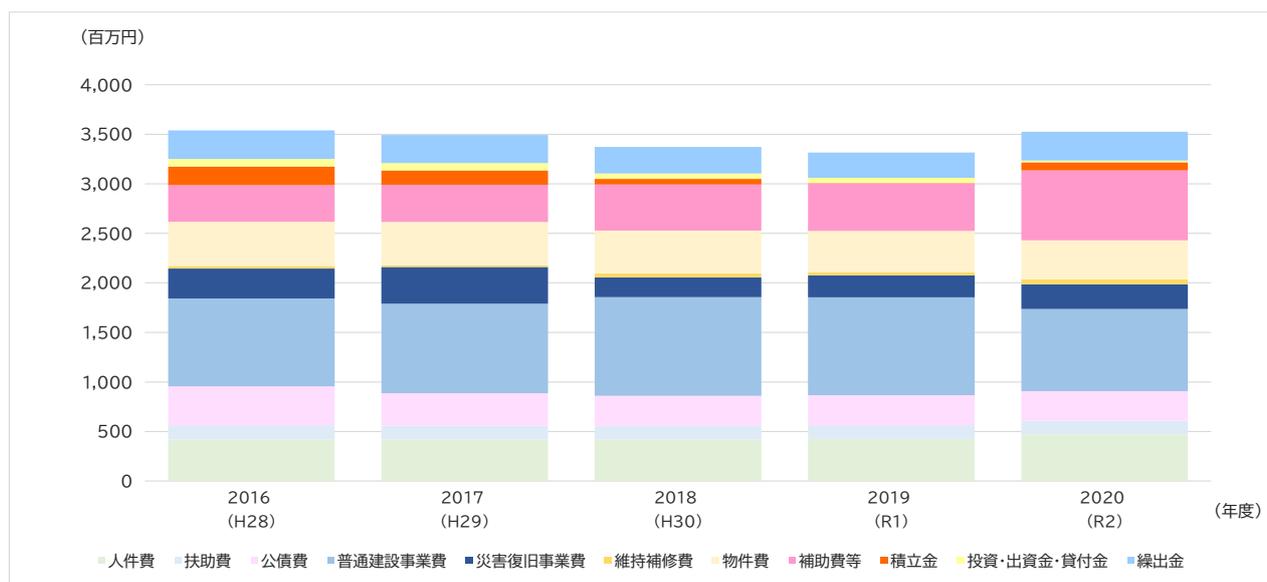
歳出とは、国や地方公共団体の支出を指し、公債費、公共事業関係、社会保障関係、教育関係、人件費など多岐にわたります。

また、令和2年度決算では大規模な災害が頻発したことや新型コロナウイルスの影響のため、補助費等が約7億円の支出があり、例年より高くなっています。

図表 7 【歳出の推移】

(単位:百万円)

|            | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人件費        | 417    | 417    | 419    | 426    | 470    |
| 扶助費        | 147    | 140    | 137    | 138    | 140    |
| 公債費        | 391    | 329    | 305    | 304    | 297    |
| 普通建設事業費    | 889    | 905    | 995    | 987    | 829    |
| 災害復旧事業費    | 301    | 370    | 200    | 222    | 250    |
| 維持補修費      | 25     | 16     | 39     | 30     | 49     |
| 物件費        | 447    | 437    | 432    | 416    | 395    |
| 補助費等       | 369    | 376    | 467    | 481    | 704    |
| 積立金        | 187    | 144    | 55     | 4      | 83     |
| 投資・出資金・貸付金 | 78     | 75     | 56     | 53     | 18     |
| 繰出金        | 288    | 283    | 266    | 255    | 289    |
| 歳出合計       | 3,539  | 3,492  | 3,371  | 3,316  | 3,524  |



【参考】各年度決算カード

## 第3章

# 公共施設等の現状と将来の見通し

## 1. 建物系施設

### (1) 建物系施設の対象施設とその分類

本村の所有する施設のうち、抽出条件(図表 8)のもと、対象施設抽出及び分類分け(図表 9)を行いました。なお、施設の増減は、固定資産台帳の整備による増加も含まれています。

図表 8 【抽出条件】

令和 2 年度決算における固定資産台帳を基準します。

図表 9 【対象施設の分類及び増減比較】

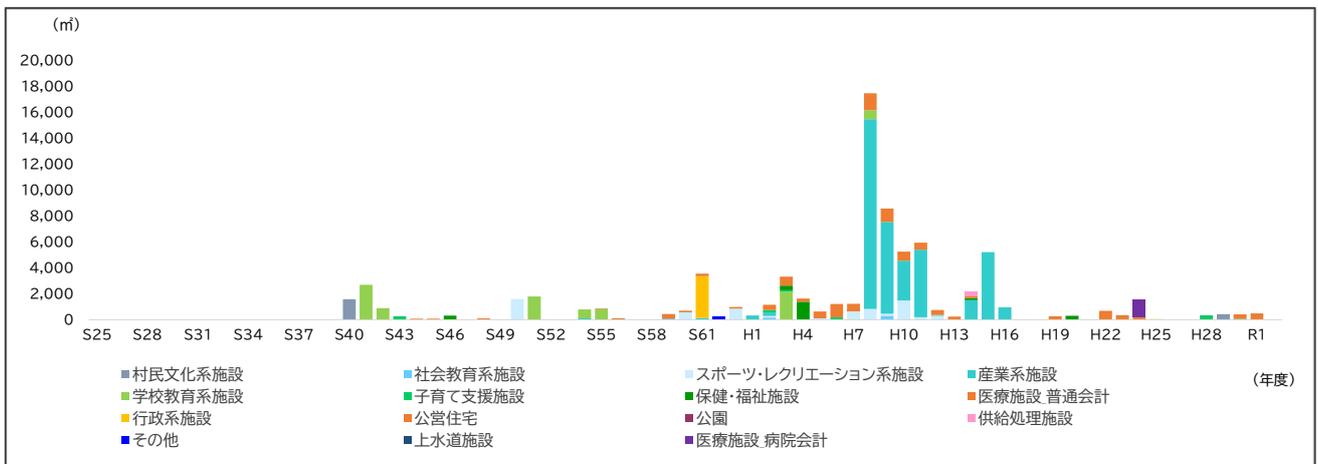
| 用途分類             | H28 年度   | 令和 2 年度  | 増減      |
|------------------|----------|----------|---------|
| 村民文化系施設          | 2,093 ㎡  | 2,202 ㎡  | 109 ㎡   |
| 社会教育系施設          | 170 ㎡    | 470 ㎡    | 300 ㎡   |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 6,814 ㎡  | 7,306 ㎡  | 492 ㎡   |
| 産業系施設            | 38,496 ㎡ | 38,793 ㎡ | 297 ㎡   |
| 学校教育系施設          | 9,789 ㎡  | 9,789 ㎡  | 0 ㎡     |
| 子育て支援施設          | 942 ㎡    | 1,166 ㎡  | 224 ㎡   |
| 保健・福祉施設          | 2,512 ㎡  | 2,512 ㎡  | 0 ㎡     |
| 医療施設             | 84 ㎡     | 84 ㎡     | 0 ㎡     |
| 行政系施設            | 3,263 ㎡  | 3,263 ㎡  | 0 ㎡     |
| 公営住宅等            | 10,495 ㎡ | 11,399 ㎡ | 904 ㎡   |
| 公園               | 23 ㎡     | 35 ㎡     | 12 ㎡    |
| 供給処理施設           | 323 ㎡    | 370 ㎡    | 47 ㎡    |
| その他施設            | 214 ㎡    | 1,197 ㎡  | 983 ㎡   |
| 上水道施設            | 47 ㎡     | 47 ㎡     | 0 ㎡     |
| 病院施設             | 1,338 ㎡  | 1,338 ㎡  | 0 ㎡     |
| 合計               | 76,603 ㎡ | 79,971 ㎡ | 3,368 ㎡ |

(2) 築年別整備状況

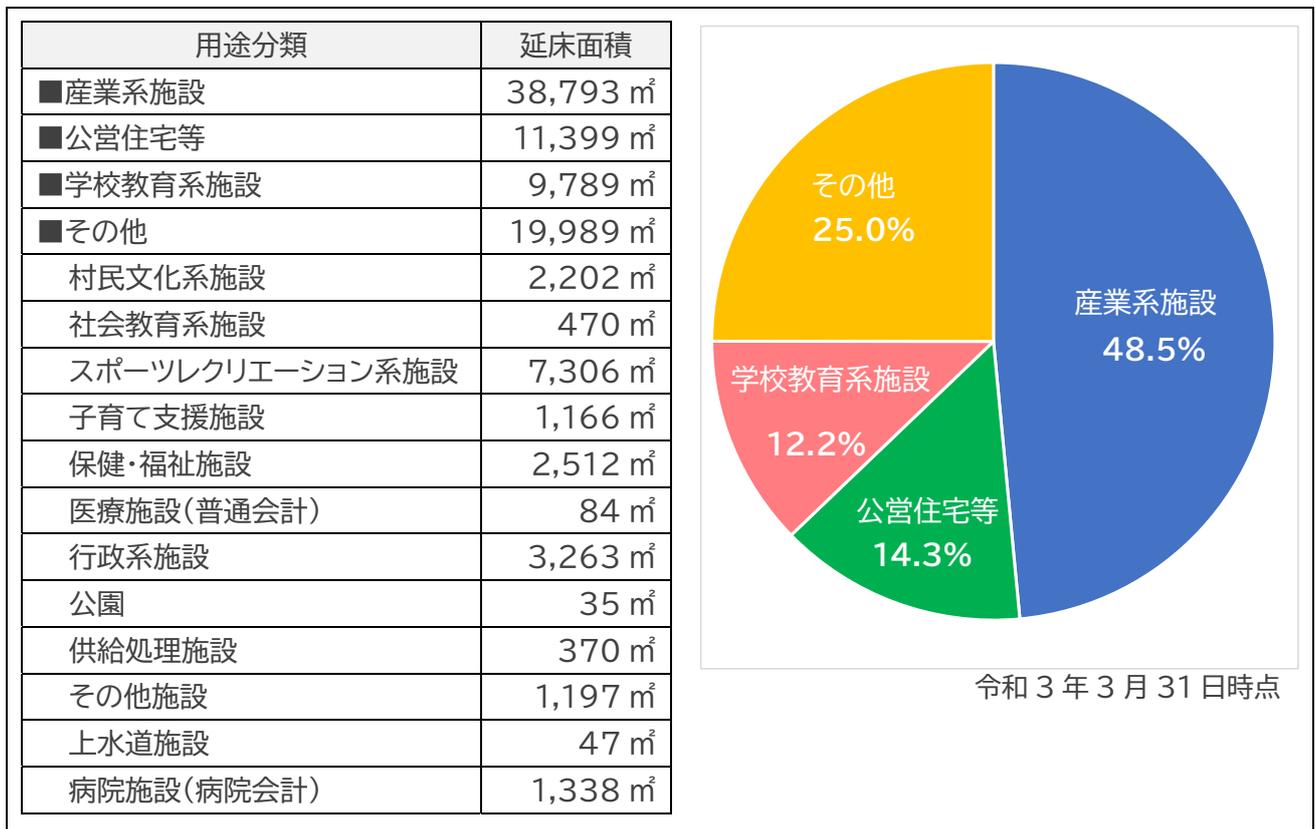
本村の令和2年度末時点の建物系施設は、総延床面積は約79,971㎡です。

本村の公共施設等は、老朽化の度合いや危険度など総合的に判断した上で、順次更新等を進めていますが、中には更新を必要とする公共施設等が数多く残っています。今後も老朽化に伴い、更新費用や修繕費用が増大していくことが見込まれるだけでなく、人口減少に伴う税収の減少が予測される中、効率的に公共施設等を管理していく必要があります。

図表 10 【築年別整備状況】



図表 11 【建物系施設用途別割合】



### (3)耐震化の状況

建築基準法では、耐震基準が昭和56年に改正され、新耐震基準となりました。この基準が適用される以前の基準は、旧耐震基準と呼ばれています。新耐震基準で建設された建物系施設は、全体の約87%(上水道・病院会計除く)となります。本村では、「国土強靱化計画」のもと災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化などの対策を効果的に推進しています。

## 2. インフラ施設

### (1) 道路・橋りょう・トンネル

・村道は近年の災害の増加や通行車両の大型化によって置かれている環境も厳しくなり、想定より早期に舗装の寿命を迎えています。

・本村が管理する橋長2m以上の橋梁(51橋)のうち、供用後50年以上経過している橋梁は令和2年度時点で22橋(約43%)ありますが、このまま年数を経ますと20年後には47橋(約92%)が高齢化することになります。

(参考:諸塚村橋梁長寿命化修繕計画)

・本村では、令和2年度時点で1本、延長116.9mのトンネルを管理しています。

図表 12 【道路・橋りょう・横断歩道橋の現況】

| 施設分類 | 総延長      | 総面積                      |
|------|----------|--------------------------|
| 一般道  | 508,435m | 2,078,551 m <sup>2</sup> |
| 農道   | 17,238m  | -m <sup>2</sup>          |
| 林道   | 188,254m | -m <sup>2</sup>          |
| 橋りょう | 544m     | 2,697 m <sup>2</sup>     |
| トンネル | 117m     | 602 m <sup>2</sup>       |

【参考】道路は建設課より提供(令和2年度時点)/橋りょう及びトンネルは各種長寿命化修繕計画

(2)上下水道

- ・上水道は現在、各簡易水道施設整備から 20 年ほど経過しており、耐用年数以上経過している配管は無い状態です。
- ・下水道は配管の老朽化による故障報告はありませんが、今後年度毎の更新も必要になり、事業計画等による適正な管理が必要です。

図表 13 【上水道管の現況】

| 管種  | 総延長     |
|-----|---------|
| 導水管 | 6,154m  |
| 送水管 | 885m    |
| 配水管 | 11,992m |

【参考】住民福祉課より提供(令和 2 年度時点)

図表 14 【下水道管の現況】

| 管径       | 総延長    |
|----------|--------|
| 250mm 以下 | 4,907m |

【参考】住民福祉課より提供(令和 2 年度時点)

### 3. 過去に行った対策の実績

本計画初版以降に公共施設マネジメントとして実施した対策は以下の通りです。

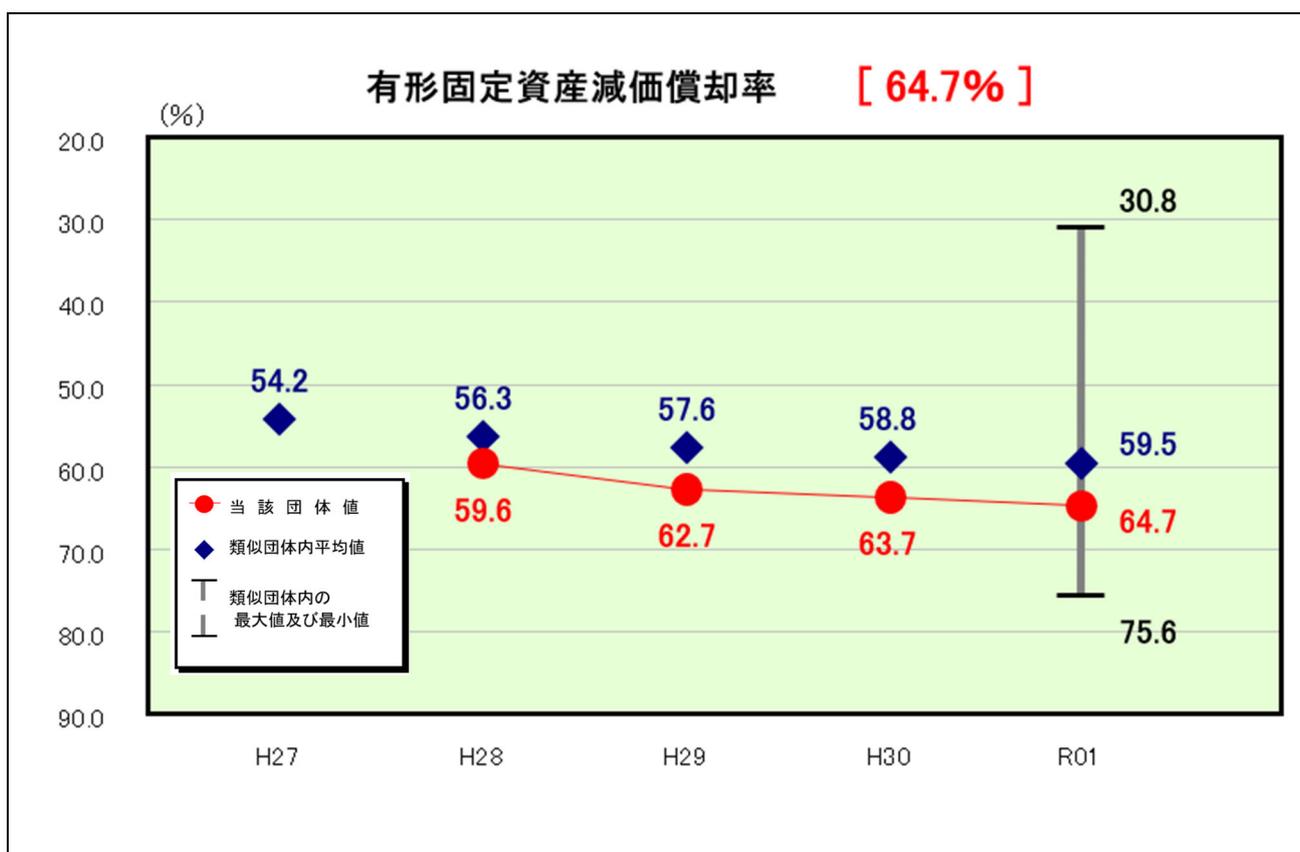
対策事例(平成 29 年度以降)

|               |   |
|---------------|---|
| <p>建替え/新築</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・諸塚保育所</li> <li>・家代公民館</li> <li>・荒川へき地保育所</li> <li>・山村定住井戸団地(山 23 号)</li> <li>・砂田の元第 2 団地<br/>(87 号~92 号)</li> <li>・池の窪グリーンパーク(炊事棟)</li> <li>・福祉職員専用住宅</li> <li>・砂田の元団地(倉庫)</li> <li>・城の下第 2 団地<br/>(公 61 号、村 76 号)</li> <li>・城の下第 2 団地<br/>(公 57 号、村 60 号)</li> </ul> |
| <p>寄付</p>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・滝の下九電住宅(建物は下記になります)</li> <li>・物置(家屋番号 3031-3 の 1)</li> <li>・物置(家屋番号 3031-3 の 2)</li> <li>・物置(家屋番号 3031-3 の 9)</li> <li>・物置(家屋番号 3031-3 の 23)</li> <li>・物置(家屋番号 3031-3 の 24)</li> </ul>  |
| <p>防災機能強化</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央公民館</li> </ul>  |
| <p>改修工事</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・池の窪グリーンパーク</li> <li>・もろつかせせらぎの里</li> <li>・宅地進入路改良工事</li> <li>・道路改良工事</li> <li>・道路メンテナンス事業<br/>(橋りょう補修工事)</li> <li>・排水維持工事</li> <li>・落石防止網設置</li> </ul>  |

#### 4. 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、類似団体平均を上回っており、老朽化が進んだ施設が多くなっています。施設の維持管理を適切に進めていきます。

図表 15 【有形固定資産減価償却率の推移】



【参考】令和元年度財政状況資料集

有形固定資産減価償却率とは本村が所有する有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を試算することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。数値が高いほど施設の老朽化が進行していることを表します。

## 5. 更新費用の見通し

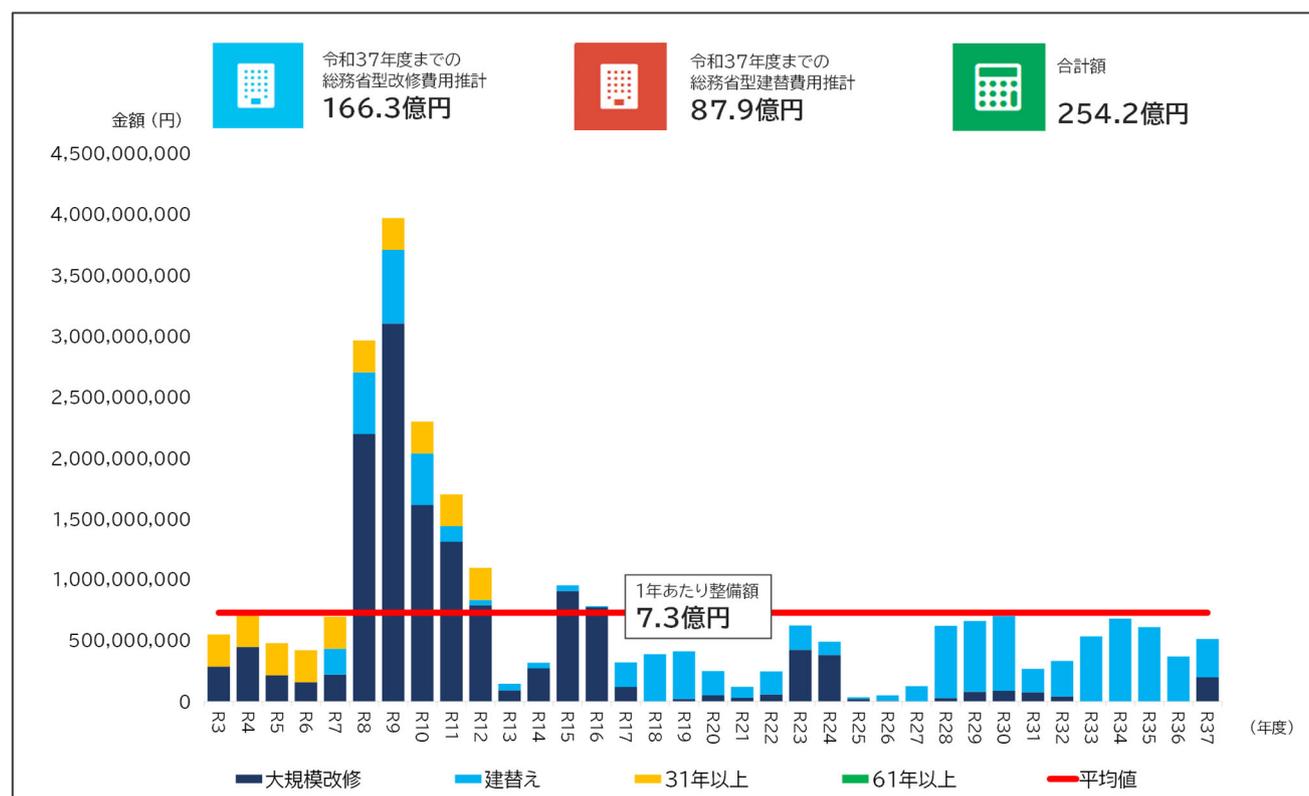
### (1) 更新費用推計の算定方法

本計画初版では、公共建築物の更新費用推計を総務省提供による公共施設更新費用試算ソフトを用いた試算方法にて行いました。(以下、総務省型)総務省型推計では、公共施設等の用途及び面積から公共施設等全体の建替えや大規模修繕などを計算したものになります。さらに、総務省型に加え、長寿命化対策を行い、公共施設等の寿命を延ばした文部化科学省監修方式を用いた試算方法(以下、長寿命化型)で、総務省型と長寿命化型で比較算定を行っています。

### (2) 総務省型推計による試算(建物系施設)

本村が所有する公共建築物を、全て大規模修繕を実施し、現状規模のまま建替えた場合、令和37年度までに約254.2億円(年間平均約7.3億円)の更新費用がかかる見込みとなります。

図表 16 【総務省型推計による試算】



(3) 総務省型推計条件

|                   |  |
|-------------------|--|
| 計算方法              | 延床面積×更新単価 ※単価は<br>図表 17 参照               |
| 大規模修繕単価           | 耐用年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると<br>仮定して計算。      |
| 耐用年数              | 建替えの 60%と想定し、この想定単価を設定する。                |
| 大規模修繕             | 標準的な耐用年数とされる 60 年を採用することとする。             |
| 経過年数が 31 年以上 50 年 | 建設後 30 年で行うものとする。                        |
| 経過年数が 51 年以上      | 今後 10 年間で大規模修繕を行うものとして計算。                |
| 耐用年数が超過している       | 大規模修繕は行わずに 60 年を経た年度に建替える<br>として計算。      |
| 建替え期間             | 今後 10 年間で均等に更新するものとして計算。                 |
| 修繕期間              | 設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを<br>考慮し、3年間として計算。 |

図表 17 【総務省型推計に関する設定・更新単価】

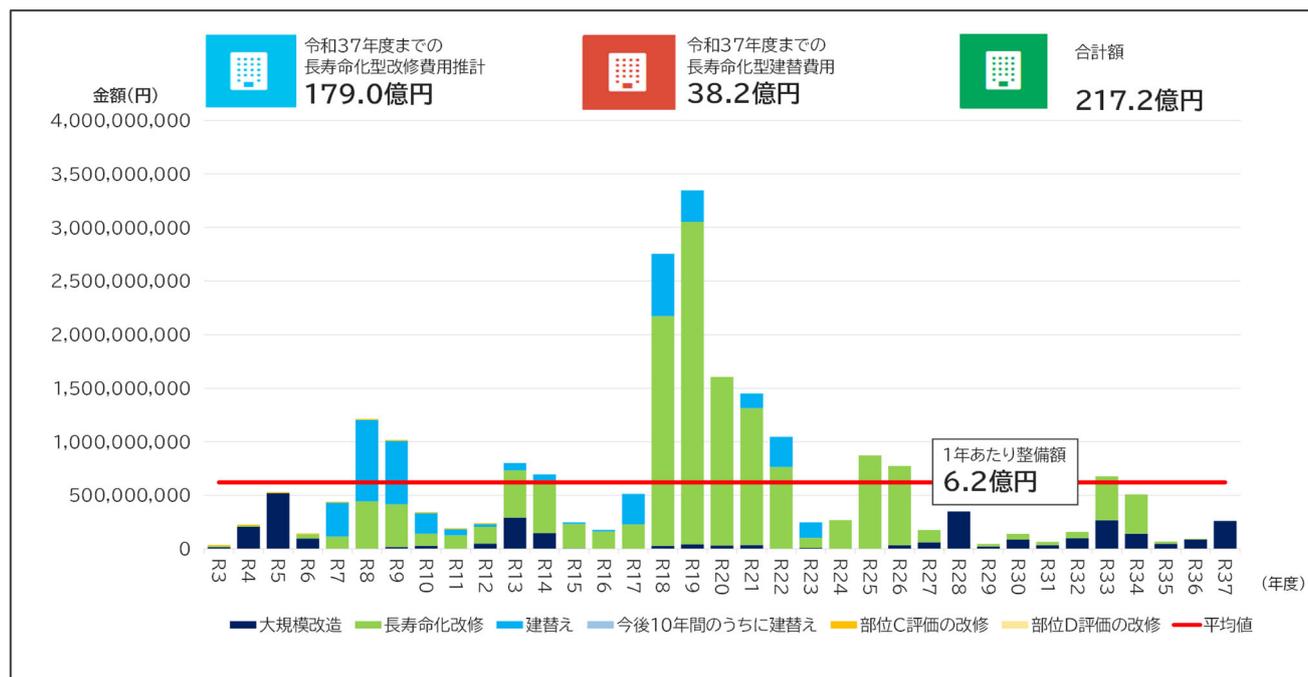
| 用途分類             | 大規模修繕   | 建替え     |
|------------------|---------|---------|
|                  | 単価(円/㎡) | 単価(円/㎡) |
| 村民文化系施設          | 250,000 | 400,000 |
| 社会教育系施設          | 250,000 | 400,000 |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 200,000 | 360,000 |
| 産業系施設            | 250,000 | 400,000 |
| 学校教育系施設          | 170,000 | 330,000 |
| 子育て支援施設          | 170,000 | 330,000 |
| 保健・福祉施設          | 200,000 | 360,000 |
| 行政系施設            | 250,000 | 400,000 |
| 公営住宅等            | 170,000 | 280,000 |
| 公園               | 170,000 | 330,000 |
| 供給処理施設           | 200,000 | 360,000 |
| その他施設            | 200,000 | 360,000 |
| 上水道施設            | 200,000 | 360,000 |
| 病院施設(普通会計/病院会計)  | 250,000 | 400,000 |

【参考】一般財団法人地域総合整備財団 公共施設等更新費用試算ソフトの単価

(4)長寿命化型推計による試算(建物系施設)

予防保全的に長寿命化対策を行い、長寿命化を図り建物を 80 年使用した場合の維持・更新費用を算出します。その結果、40 年間の維持・更新費用は約 217.2 億円(年間平均約 6.2 億円)となり、総務省型の場合より、約 37 億円の削減が見込まれます。

図表 18 【総務省型推計による試算】



(5)総務省型推計条件

|          |  |
|----------|--|
| 計算方法     | 延床面積×更新単価 ※単価は図表 19 参照                                   |
| 大規模修繕単価  | 建替えの 25%と想定し、この想定単価を設定。                                  |
| 長寿命化改修単価 | 建替えの 60%と想定し、この想定単価を設定。                                  |
| 耐用年数     | 鉄筋コンクリート造、鉄骨造は等寿命化を図った 80 年とし、木造、軽量鉄骨造は 50 年とする。         |
| 大規模修繕    | 建設後 20 年、60 年で行うものとする。<br>建替え、長寿命化改修の 10 年間に重なる場合は実施しない。 |
| 長寿命化改修   | 建設後 40 年で行うものとする。<br>改修等の実施年を過ぎたものは、今後 10 年以内に行うものとして計算。 |

図表 19 【長寿命化型推計に関する設定・更新単価】

| 用途分類             | 大規模修繕(円) | 長寿命化改修(円) | 建替え(円)  |
|------------------|----------|-----------|---------|
|                  | 建替えの25%  | 建替えの60%   |         |
| 村民文化系施設          | 100,000  | 240,000   | 400,000 |
| 社会教育系施設          | 100,000  | 240,000   | 400,000 |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 90,000   | 216,000   | 360,000 |
| 産業系施設            | 100,000  | 240,000   | 400,000 |
| 学校教育系施設          | 82,500   | 198,000   | 330,000 |
| 子育て支援施設          | 82,500   | 198,000   | 330,000 |
| 保健・福祉施設          | 90,000   | 216,000   | 360,000 |
| 行政系施設            | 100,000  | 240,000   | 400,000 |
| 公営住宅等            | 70,000   | 168,000   | 280,000 |
| 公園               | 82,500   | 198,000   | 330,000 |
| 供給処理施設           | 90,000   | 216,000   | 360,000 |
| その他施設            | 90,000   | 216,000   | 360,000 |
| 上水道施設            | 90,000   | 216,000   | 360,000 |
| 病院施設(普通会計/病院会計)  | 100,000  | 240,000   | 400,000 |

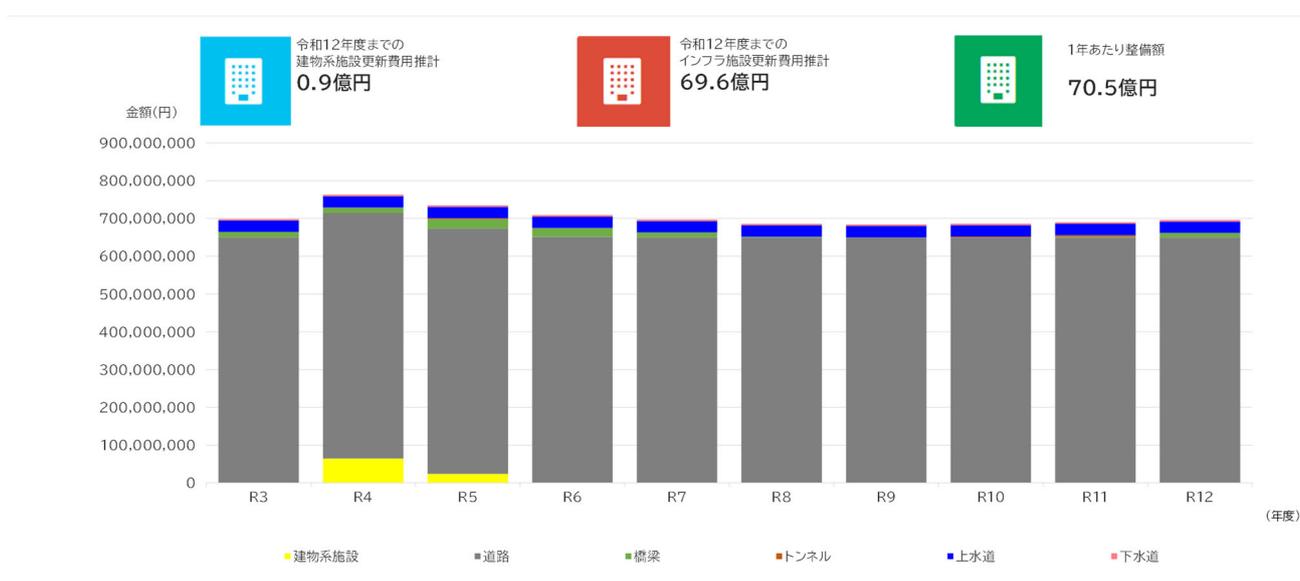
【参考】学校施設の長寿命化計画策定にかかる手引 付属エクセルソフトの単価

(6)個別施設計画を考慮した更新費用推計

図表 35 【公共施設等(建物系施設+インフラ施設)の更新費用推計】は、公共建築物及びインフラ施設の公共施設等の更新費用推計になります。ただし、個別施設計画を策定しているものに限り、策定していないものは、推計値として更新費用推計を算定しています。

公共施設等の更新費用推計(令和3年度～令和12年度)は約70.5億円(年間約7.1億円)です。

図表 20 【公共施設等(建物系施設+インフラ施設)の更新費用推計】



図表 21 【インフラ施設の更新費用単価】

| 分類              | 更新年数 | 更新単価        |
|-----------------|------|-------------|
| 道路              | 15年  | 4,700 円/㎡   |
| 橋りょう            | 60年  | 44.8 千円/㎡   |
| 上水道(管径により金額異なる) | 40年  | 97～923 千円/㎡ |
| 下水道(管径により金額異なる) | 50年  | 61～295 千円/㎡ |

6. 対策の効果額

(1) 建物系施設

2021(令和3)年度～2030(令和12)年度の10年間で、個別施設計画に基づく実施計画を実施した場合、大幅に費用削減が実現します。図表23の赤枠内が効果額となります。費用削減の理由として、個別施設計画において工事の優先順位を定め、工事予定を設定したためです。

図表 22 【建物系施設の効果額】

(単位:百万円)

|                  | 維持管理・<br>修繕 <sup>※1</sup> (①) | 改修 <sup>※2</sup><br>(②) | 更新等 <sup>※3</sup><br>(③) | 合計(④)<br>(①+②+③) | 財源見込み  | 耐用年数経過時に<br>単純更新した場合(⑤) | 長寿命化対策等の<br>効果額(④-⑤) | 現在要している経費 <sup>※4</sup><br>(過去5年平均) |          |       |
|------------------|-------------------------------|-------------------------|--------------------------|------------------|--|-------------------------|----------------------|-------------------------------------|----------|-------|
| 村民文化系施設          | 0                             | 0                       | 0                        | 0                | 改修などにおける一部の補助金等は考慮しています。しかし、費用不足分については起債や基金取崩し等を充てることを見込みます。また、公共施設等整備のための基金積立を行います。 | 659                     | △ 659                | 6,943                               |          |       |
| 社会教育系施設          | 0                             | 0                       | 0                        | 0                |  | 117                     | △ 117                |                                     |          |       |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 0                             | 0                       | 0                        | 0                |  | 1,355                   | △ 1,355              |                                     |          |       |
| 産業系施設            | 89                            | 0                       | 0                        | 89               |  | 7,715                   | △ 7,626              |                                     |          |       |
| 学校教育系施設          | 0                             | 0                       | 0                        | 0                |  | 2,238                   | △ 2,238              |                                     |          |       |
| 子育て支援施設          | 19                            | 0                       | 0                        | 19               |  | 170                     | △ 151                |                                     |          |       |
| 保健・福祉施設          | 0                             | 0                       | 0                        | 0                |  | 350                     | △ 350                |                                     |          |       |
| 行政系施設            | 0                             | 0                       | 0                        | 0                |  | 802                     | △ 802                |                                     |          |       |
| 公園               | 0                             | 0                       | 0                        | 0                |  | 0                       | 0                    |                                     |          |       |
| 公営住宅等            | 0                             | 0                       | 0                        | 0                |  | 1,412                   | △ 1,412              |                                     |          |       |
| 供給処理施設           | 0                             | 0                       | 0                        | 0                |  | 0                       | 0                    |                                     |          |       |
| その他施設            | 0                             | 0                       | 0                        | 0                |  | 43                      | △ 43                 |                                     |          |       |
| 医療施設<br>(普通会計)   | 0                             | 0                       | 0                        | 0                |  | 21                      | △ 21                 |                                     |          |       |
| 医療施設<br>(病院会計)   | 0                             | 0                       | 0                        | 0                |  | 0                       | 0                    |                                     |          |       |
| 合計               | 108                           | 0                       | 0                        | 108              |  |                         | 14,862               |                                     | △ 14,754 | 6,943 |

- ※1 維持管理・修繕 :施設、設備、構造物機能などの維持に必要な点検・調査・補修・修繕など。
- ※2 改修 :公共施設等を長寿命化すること。改修後の効用が当初の効用を上回るもの。
- ※3 更新等 :老朽化に伴い機能が低下した施設等を建替えや同程度の機能に再整備すること。
- ※4 現在要している経費 :投資分も含めた単年度あたりの経費(平成28年度～令和2年度の平均値)。

(2)インフラ施設

図表 23 【インフラ施設の効果額】

(単位:百万円)

|      | 維持管理・修繕(①) | 改修(②) | 更新等(③) | 合計(④)<br>(①+②+③) | 財源見込み  | 耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤) | 長寿命化対策等の効果額(④-⑤) | 現在要している経費(過去5年平均) |
|------|------------|-------|--------|------------------|--|---------------------|------------------|-------------------|
| 一般道  | 6,500      | 0     | 0      | 6,500            | 改修などにおける一部の補助金等は考慮しています。しかし、費用不足分については起債や基金取崩し等を充てることを見込みます。また、公共施設等整備のための基金積立を行います。 | 6,500               | 0                | 2,438             |
| 橋りょう | 106        | 0     | 0      | 106              |  | 203                 | △ 97             |                   |
| トンネル | 8          | 0     | 0      | 8                |  | 8                   | 0                |                   |
| 上水道  | 300        | 0     | 0      | 300              |  | 300                 | 0                |                   |
| 下水道  | 42         | 0     | 0      | 42               |  | 42                  | 0                |                   |
| 合計   | 6,956      | 0     | 0      | 6,956            |  | 7,053               | △ 97             |                   |

(3)公共施設等

図表 24 【公共施設等(建物系施設+インフラ施設)の効果額】

(単位:百万円)

|        | 長寿命化型推計<br>(各個別施設計画の取組を実施した場合) |        |       | 総務省型推計<br>(各個別施設計画の取組を実施しなかった場合) |  | 各個別施設計画取組による効果額<br>(①-②) | 削減率<br>(①÷②-1) |
|--------|--------------------------------|--------|-------|----------------------------------|--|--------------------------|----------------|
|        | 維持管理・修繕                        | 改修・更新等 | 小計(①) | 小計(②)                            |  |                          |                |
| 建物系施設  | 108                            | 0      | 108   | 14,862                           |  | △ 14,754                 | △ 99.3%        |
| インフラ施設 | 6,956                          | 0      | 4,105 | 7,053                            |  | △ 2,948                  | △ 41.8%        |
|        | 7,064                          | 0      | 4,213 | 21,915                           |  | △ 17,701                 | △ 80.8%        |

## 第4章

# 公共施設等の管理に関する基本方針

## 1. 現状や課題に関する基本認識

### (1) 維持更新に係る費用の抑制

本村では近年、扶助費や公債費で構成される義務的経費が増加傾向にあります。その結果、投資的経費にまわす財源に余裕がなくなることが予測される一方で、老朽化した施設の更新や維持管理には、現状の施設を維持した場合、今後も公共施設等において膨大な費用が必要となります。

将来の負担を考えると、施設の更新や整備を行う際には、その必要性を十分に検討し、経費を抑制していく必要があります。また、戦略的な保全計画や長寿命化計画を立て、費用の平準化を図ることが不可欠です。

### (2) 公共施設等の安全快適性の確保

公共施設等については、全体的に老朽化が進んでいます。老朽化が進行した施設に対する対症的な保全を繰り返していると、予期せぬ不具合が発生する可能性が高まり、村民に対するサービスの低下に繋がるとともに、更新時期の短縮を招き、結果、発生する経費を増大させる事態に繋がります。

次世代に良好な施設を引継いでいくためには、あらかじめ計画的な保全により施設を安心安全快適に利用できるように保ちながら、できるだけ長期間の使用に耐えうる施設にする必要があります。

### (3) 将来の人口動態による需要に見合った施設の供給

限られた財源の中で、施設総延床面積を見直すとともに施設を有効に活用してサービスを提供していく必要があります。その際には、今後の人口動態や地域の状況、利用者ニーズに配慮しながら、村民サービスの質を維持しつつ経費削減が図られるよう、施設の再編整備のあり方を検討することが考えられます。

## 2. 基本方針

### (1) 建物系施設

新設が必要な場合、中長期的な目標数値の範囲内で、費用対効果を考慮して行います。施設の廃止により生じる跡地は、原則貸付売却による収益確保に努めます。

見直しや改善の際には、指定管理者制度や PPP/PFI も含め、多様な選択肢から最も効率的、効果的なサービスが提供できる手法の導入を進めます。

今後の社会経済情勢や村民ニーズを的確に捉え、財政状況を考慮して、継続、改善、見直し、複合化、集約化、転用、減築、廃止などの取組を進め、保有総量を見直します。

#### 【PPP/PFI とは】

##### ■PPP(Public Private Partnership)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

【参考】内閣府「PPP/PFI 推進アクションプラン」

##### ■PFI(Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

【参考】内閣府「PPP/PFI とは」

### (2) インフラ施設

現状の投資額(一般財源)を予算総額の範囲内で、費用対効果や経済波及効果を考慮し、新設及び改修・更新をバランスよく実施します。また、長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を推進、ライフサイクルコストを縮減します。

### 3. 維持管理方針

#### (1) 方針について

定期的な点検や診断に基づき、各部位などの劣化状況を把握します。また、点検や診断結果は施設情報として整理し、共有します。

損傷などが発生した後に修繕などを行う「事後保全型」から、計画的に保全や建替えなどを行う「予防保全型」へと転換し、計画的な保全を図ります。

施設の安全確保のため、危険性の高い施設や廃止となった施設については、除却(建物解体)または売却を原則とします。更新時には、長期にわたり維持しやすい施設への改善を図ります。

#### (2) 劣化状況調査

各建物の劣化状況等の把握については、劣化状況調査票を用いて建物ごとに現地調査を実施します。文部科学省の学校施設の長寿命化計画策定にかかる解説書を参考に、建物を屋根・屋上、外壁、内部仕上げ、電気設備、機械設備の5つの部位に区分しています。屋根・屋上、外壁については、原則として目視によるひび割れや損傷の有無、雨漏りの有無などの状況を調査し、その劣化の状況に応じてA～Dの4段階で評価を行います。内部仕上げ、電気設備、機械設備については、経過年数による評価を基本とし、経年劣化以上の損傷が認められる施設については、経過年数による評価から1段階下げる等の調整をします。

なお、経過年数による評価については、調査を実施する年度を基準年として判定します。目視による評価ならびに経過年数による評価それぞれについて、A～Dの評価基準を示しています。

図表 25 【建築・設備の日常点検項目】

| 評価基準  |  | 経過年数による評価<br>【内部仕上げ、電気設備、<br>機械設備】 |    |   |      |   |                      |   |                          |   |   |   |    |    |   |       |   |        |   |       |   |                       |
|---|--|------------------------------------|----|---|------|---|----------------------|---|--------------------------|---|---|---|----|----|---|-------|---|--------|---|-------|---|-----------------------|
| 目視による評価【屋根・屋上、外壁】   |  |                                    |    |   |      |   |                      |   |                          |   |   |   |    |    |   |       |   |        |   |       |   |                       |
| 良好<br><br>劣化 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>概ね良好</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>早急に対応する必要がある<br/>(安全上、機能上、問題あり)<br/>(躯体の耐久性に影響を与えている)<br/>(設備が故障し施設運営に支障を与えている)等</td> </tr> </tbody> </table> | 評価                                 | 基準 | A | 概ね良好 | B | 部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし) | C | 広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し) | D | 早急に対応する必要がある<br>(安全上、機能上、問題あり)<br>(躯体の耐久性に影響を与えている)<br>(設備が故障し施設運営に支障を与えている)等 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>20年未満</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>20～40年</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>40年以上</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合</td> </tr> </tbody> </table> | 評価 | 基準 | A | 20年未満 | B | 20～40年 | C | 40年以上 | D | 経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合 |
|   | 評価   | 基準                                 |    |   |      |   |                      |   |                          |   |   |   |    |    |   |       |   |        |   |       |   |                       |
|   | A  | 概ね良好                               |    |   |      |   |                      |   |                          |   |   |   |    |    |   |       |   |        |   |       |   |                       |
|   | B  | 部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)               |    |   |      |   |                      |   |                          |   |   |   |    |    |   |       |   |        |   |       |   |                       |
| C   | 広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)   |                                    |    |   |      |   |                      |   |                          |   |   |   |    |    |   |       |   |        |   |       |   |                       |
| D   | 早急に対応する必要がある<br>(安全上、機能上、問題あり)<br>(躯体の耐久性に影響を与えている)<br>(設備が故障し施設運営に支障を与えている)等  |                                    |    |   |      |   |                      |   |                          |   |   |   |    |    |   |       |   |        |   |       |   |                       |
| 評価  | 基準   |                                    |    |   |      |   |                      |   |                          |   |   |   |    |    |   |       |   |        |   |       |   |                       |
| A   | 20年未満  |                                    |    |   |      |   |                      |   |                          |   |   |   |    |    |   |       |   |        |   |       |   |                       |
| B   | 20～40年   |                                    |    |   |      |   |                      |   |                          |   |   |   |    |    |   |       |   |        |   |       |   |                       |
| C   | 40年以上  |                                    |    |   |      |   |                      |   |                          |   |   |   |    |    |   |       |   |        |   |       |   |                       |
| D   | 経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合  |                                    |    |   |      |   |                      |   |                          |   |   |   |    |    |   |       |   |        |   |       |   |                       |

【参考】学校施設の長寿命化計画策定にかかる解説書

(3)点検・診断等の実施方針

建物は、数多くの部品、部材や設備機器など様々な素材が組み合わされて構成され、それらはそれぞれの目的と機能を持っています。それらの部材、設備は、使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。

日常管理では、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって、建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使うための総合的な管理運営や実際の点検・保守・整備などの業務を行います。

図表 26 【建築・設備の日常点検項目】

| 建 物                    |   |  |
|------------------------|---|--|
| 構造別                    | 小項目   | 点検方法等  |
| 構造体の安全について             | 各種荷重に対するチェック  | ①増改築・模様替えおよび用途変更<br>②建物に隣接、接近した地下工事<br>③広告塔・看板・アンテナ塔・機器および水槽など設置<br>④床に重量物を置く場合<br>⑤壁に開口部を設ける場合<br>⑥給水管などの漏水などにより地盤沈下<br>⑦化学作用により構造体に影響を与える場合<br>⑧鉄骨造の構造体に溶接する場合 |
| 屋根・屋上について              | ①防水に対するチェック<br>②パラペット<br>③ルーフトレン・とい<br>④屋上柵・タラップ<br>⑤丸環<br>⑥金属板葺き屋根<br>⑦石綿スレート葺き屋根                  | ①防水保護塗幕膜の点検<br>②定期的清掃点検<br>③定期的清掃点検<br>④定期的手入れと点検<br>⑤定期的手入れと点検<br>⑥早めの点検補修<br>⑦暴風雨前後の点検手入れ  |
| 外装仕上げについて              | ①吹付け塗装<br>②タイル張り<br>③石・擬石・テラゾ<br>④非鉄金属仕上げ<br>⑤鉄部の塗装<br>⑥シーリング材<br>⑦ガラス                              | ①定期的な吹付けなおし<br>②定期的点検<br>③定期的点検<br>④定期的清掃と塗り替え<br>⑤定期的清掃と塗り替え<br>⑥定期的手入れ<br>⑦破損点検  |
| 建具について                 | ①アルミ製建具<br>②鋼製建具<br>③シャッター・防火とびら<br>④建具金物   | ①定期的点検、パッキン材取替<br>②定期的清掃点検<br>③定期的な点検整備<br>④締めつけ調整   |
| 内部仕上げについて              | ①石・擬石・テラゾ<br>②陶磁器質タイル<br>③モルタル・コンクリート<br>④弾性床材<br>⑤板張り・フローリング・ブロック<br>⑥カーペット類<br>⑦塗装<br>⑧壁紙・布張り木材生地 | ①～⑧省略  |
| 厨房・浴室・便所など水を使用する場所について | ①厨房<br>②浴室<br>③便所   | ①定期的清掃、グリストラップの内部点検<br>②使用後の清掃、換気<br>③拭き取り清掃   |
| 外構・その他について             | ①境界標石<br>②排水溝・会所  | ①隣接地工事の際注意<br>②点検清掃  |

図表 26 【建築・設備の日常点検項目】

| 建 物 設 備     |                         |  |
|-------------|-------------------------|--|
| 設備別         | 小項目                     | 点検などの重要事項等   |
| 電気設備について    | ①電気主任技術者の選任<br>②電気設備の法定 | ①建物の電気設備の契約電力が50KW以上の場合には電気主任技術者の選任が必要です。<br>②非常照明設備・自動火災報知設備などは「建築基準法」「消防法」に基づく有資格者による定期点検・検査報告などが義務付けられています。   |
| 給排水衛生設備について | ①消火設備<br>②給排水衛生         | ①消火栓・スプリンクラー設備については「建築基準法」「消防法」に基づき有資格者による定期的な点検・検査報告などが義務付けられている。<br>②運転維持管理について有資格者の選任や検査・点検事項・時期などについて法令で規制されることがある。  |
| 冷暖房換気設備について | 冷暖房換気設備の維持管理            | ①ボイラー・冷凍機など法的運転資格者の選任、法的定期検査を受ける。<br>②ビル管理法上の対象建物は法に定められた運転資格者の選任。<br>③法に基づく換気設備・排煙設備は有資格者による定期点検検査・報告が義務付けられている。<br>④冷暖房換気設備を構成する 機器は回転振動などによる摩耗、劣化などがおきるので定期点検整備が必要。 |
| 昇降機設備について   | エレベータ・エスカレーターなど         | ①「建築基準法」により定期検査報告が義務付けられています。<br>②昇降機設備は複雑な制御機構を持った精度の高い機器設備ですので維持管理は専門技術者におこなわせる。   |
| ガス設備について    |                         | ガス漏れ検知装置、その他安全装置については定期的に専門業者の点検を受ける。  |
| 汚水浄化槽設備について | 日常点検・保守                 | ①消毒液を常にタンクに確保しておく。<br>②駆動装置およびポンプ設備は、常時作動させておく。  |

【参考】「建築・設備の日常点検項目」建築リニューアル支援協会(ARCA)

#### (4)維持管理・修繕・更新等の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修に対しては、公共団体が役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を構築します。

## 4. 長寿命化の実施方針

### (1) 総合かつ計画的な管理

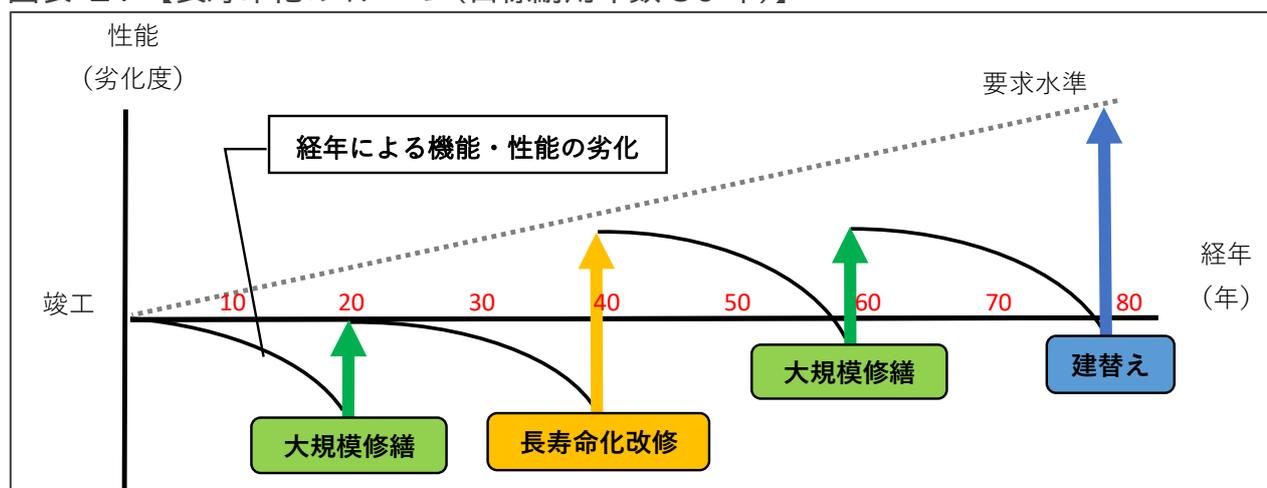
診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。総合的かつ計画的な管理とは、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健康な状況に保ち、さらに定期的に施設診断を行い、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正することです。

### (2) 計画的な保全、長寿命化計画

施設は建設から40年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。しかし、建設後40年程度経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。要求性能レベルは通常時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。

さらに施設の寿命を延ばすには、長寿命改修工事が必要となります。本村の公共施設等では、建替周期は大規模改修工事を経て60年とし、その時点で診断を行いさらに使用が可能であれば長寿命改修工事を行って80年まで長期使用しコストを削減することも検討します。

図表 27 【長寿命化のイメージ(目標耐用年数 80 年)】



なお、橋りょう、公営住宅等においては長寿命化計画を策定し、それぞれの計画より、ライフサイクルコストなどを低減することとしています。その他の公共施設等においても、個別の長寿命化計画を策定し、推進します。

## 5. 耐震化の実施方針

昭和56年以前に建てられた旧耐震基準の建築物は、ほぼ耐震改修済みであるものの、公共施設等には災害時における拠点や物資及び人員の輸送施設として、重要な機能を担っていることから、発災時に十分な機能が発揮できるよう、引き続き防災・耐震性能等の向上に努めます。

## 6. ユニバーサルデザイン化の実施方針

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)における考え方等を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

改修等にあたり、高齢者や障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、公共施設等のバリアフリー化に取り組むとともに、年齢や性別、障がい者の有無、国籍等の違いに関わらず、誰もが使用しやすい設計として、ユニバーサルデザインの考え方に配慮します。

## 7. フォローアップの実施方針

フォローアップにあたり、各公共施設等の所管部署と連携しながら、既存の庁内会議も活用しつつ、計画の確実な実行に向けた進行管理を行うこととします。

特に、固定資産台帳については、一定整備された段階で、本計画についても更新を行うものとし、また、計画が実情とかけ離れたものにならないよう、必要に応じて本計画を見直すこととします。

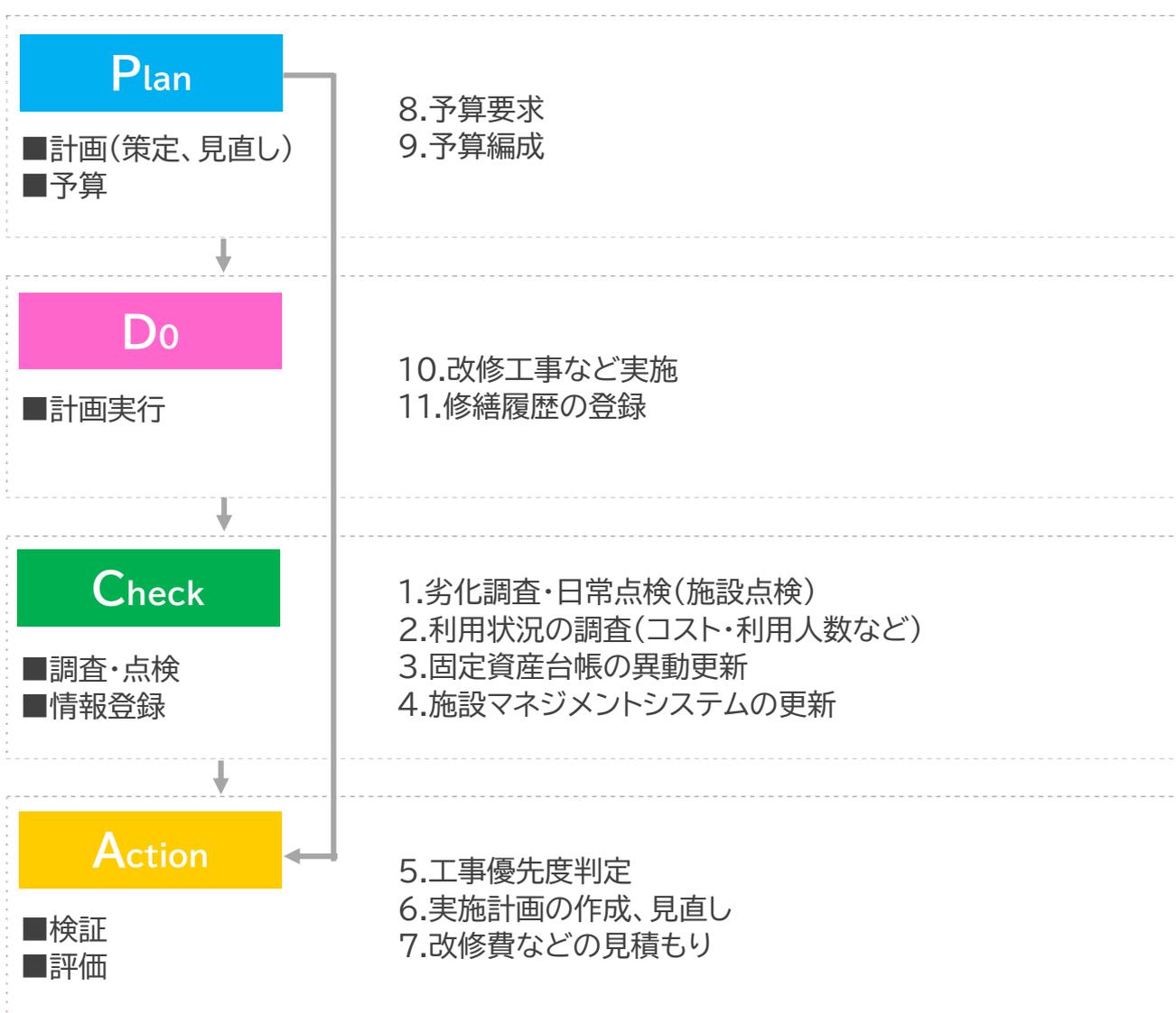
また、総合的かつ計画的な管理を実現するための取り組みは、各施設所管部署と連携しながら、全庁で行います。必要に応じて職員研修の実施や既存の庁内会議を活用しつつ、今後の公共施設等のあり方について検討します。

## 8. 地方公会計との連携

施設マネジメントを運営するにあたり、施設点検から始まり、利用状況等の調査や施設の修繕など、施設の維持管理や運営を実施することで、計画的な保全が実現できます。

本計画を効率的、効果的に実現するためにも、蓄積された情報だけでなく、地方公会計との連携も活用していきます。

図表 28 【施設マネジメント PDCA サイクル】



## 第5章

# 施設類型ごとの管理に関する基本方針

## 1. 村民文化系施設

### (1) 対象施設

図表 29 【対象施設一覧】

| 番号 | 名称         | 建物名        | 延床面積   | 建築年月日      | 築年数 |
|----|------------|------------|--------|------------|-----|
| 1  | 中央公民館      | 公民館        | 1,583㎡ | 1965/4/1   | 55年 |
| 2  | 戸下地区多目的集会所 | 戸下地区多目的集会所 | 104㎡   | 1984/12/21 | 36年 |
| 3  | 木工棟        | 木工所        | 91㎡    | 1986/4/1   | 34年 |
| 4  | 家代公民館      | 家代公民館      | 424㎡   | 2018/3/29  | 3年  |

【基準日】令和3年3月31日

### (2) 対象施設の建築年割合

図表 30 【建築年数割合】

|      | 築20年未満 | 築20-30年未満 | 築30-40年未満 | 築40年以上 | 合計     |
|------|--------|-----------|-----------|--------|--------|
| 延床面積 | 424㎡   | 0㎡        | 195㎡      | 1,583㎡ | 2,202㎡ |
| 割合   | 19%    | 0%        | 9%        | 72%    | 100%   |

【基準日】令和3年3月31日

### (3) 現状及び課題

中央公民館は、本村の拠点施設として極めて重要な役割を果たしています。しかし、昭和40年に建設され、50年以上が経過し、老朽化が進行しています。これまでに数度の改修を繰返しています。

また、各地区の集会施設は地元で維持管理を行うこととなっていますが、大規模な修繕が必要な場合は、村で対応しています。ただし、施設数が多い上に毎年度の予算も限られているため、全ての要望に即座に対応することは困難です。今後、老朽化した施設の改修等が課題となっています。

(4) 今後の方針

施設の老朽化については、利用者の安全確保の観点から優先度に応じた耐震化・長寿命化工事を検討するほか、内部設備についても緊急性に応じた入れ替えを検討します。また、建替え・大規模改修を検討する際は、利用者の推移を踏まえながら適切な規模となるよう検討します。施設の利用率向上・利用者数増加に向けた取組を行うことで、利用料等のさらなる確保に努めます。

## 2. 社会教育系施設

### (1) 対象施設

図表 31 【対象施設一覧】

| 番号 | 名称        | 建物名       | 延床面積 | 建築年月日     | 築年数 |
|----|-----------|-----------|------|-----------|-----|
| 1  | 民俗資料館     | 博物館       | 170㎡ | 1990/7/10 | 30年 |
| 2  | 塚原伝統芸能伝習館 | 塚原伝統芸能伝習館 | 300㎡ | 1997/4/1  | 23年 |

【基準日】令和3年3月31日

### (2) 対象施設の建築年割合

図表 32 【建築年数割合】

|      | 築20年未満 | 築20-30年未満 | 築30-40年未満 | 築40年以上 | 合計   |
|------|--------|-----------|-----------|--------|------|
| 延床面積 | 0㎡     | 470㎡      | 0㎡        | 0㎡     | 470㎡ |
| 割合   | 0%     | 100%      | 0%        | 0%     | 100% |

【基準日】令和3年3月31日

### (3) 現状及び課題

郷土の文化・歴史を残し、次世代に伝える拠点として社会教育系施設が活用されていますが、一方で施設の老朽化が進んでいます。また、歴史的・史的価値を持つ文化財としての側面を持つ施設も保有しており、維持補修については特に慎重な対応が必要です。

### (4) 今後の方針

維持管理については、老朽化が進んでいる箇所等、優先度が高いものから順に予防保全型維持管理を検討します。ただし、歴史的・史的価値を持つ文化財については、関係機関と連携しながら維持補修の是非を判断します。

### 3. スポーツレクリエーション系施設

#### (1) 対象施設

図表 33 【対象施設一覧】

| 番号 | 名称                 | 建物名            | 延床面積   | 建築年月日     | 築年数 |
|----|--------------------|----------------|--------|-----------|-----|
| 1  | 森の古民家 桜のつぼね        | 森の古民家 桜のつぼね    | 101㎡   | 不明        | 不明  |
| 2  | 山菜加工施設「森の味楽館」      | 森の味楽館          | 128㎡   | 不明        | 不明  |
| 3  | 池の窪公園公衆便所          | 池の窪公園公衆便所・給水施設 | 54㎡    | 不明        | 不明  |
| 4  | 桐の塚公園公衆便所          | 桐の塚公園公衆便所・休憩棟  | 20㎡    | 不明        | 不明  |
| 5  | 椎原橋公衆便所            | 椎原橋公衆便所        | 22㎡    | 不明        | 不明  |
| 6  | 村民体育館              | 体育館            | 1,593㎡ | 1976/3/20 | 45年 |
| 7  | 七ツ山地区体育館           | 体育館            | 584㎡   | 1986/1/1  | 35年 |
| 8  | しいたけの館             | 研修所1           | 839㎡   | 1988/6/30 | 32年 |
| 9  | 飯干緑地広場休憩棟          | 飯干緑地広場休憩棟      | 27㎡    | 1989/3/28 | 32年 |
| 10 | 学びの館               | 学びの館研修センター     | 106㎡   | 1991/3/26 | 30年 |
| 11 | 秋政展望所(ログハウス)       | 秋政展望所(ログハウス)   | 22㎡    | 1991/3/28 | 30年 |
| 12 | 池の窪グリーンパーク         | ロビンフット         | 108㎡   | 1993/4/1  | 27年 |
| 13 | 池の窪グリーンパーク         | カシオペア          | 108㎡   | 1995/4/1  | 25年 |
| 14 | 池の窪グリーンパーク         | やすらぎ           | 125㎡   | 1995/4/1  | 25年 |
| 15 | 池の窪グリーンパーク         | メジロ            | 116㎡   | 1995/4/1  | 25年 |
| 16 | 池の窪グリーンパーク         | センターハウス        | 153㎡   | 1995/4/1  | 25年 |
| 17 | 諸塚村野球場             | 野球場管理棟         | 150㎡   | 1995/4/6  | 25年 |
| 18 | 池の窪グリーンパーク         | ハーブ園           | 398㎡   | 1996/4/1  | 24年 |
| 19 | 六峰館                | 合宿所            | 415㎡   | 1997/3/27 | 24年 |
| 20 | 猿越公園公衆便所           | 猿越公園公衆便所・給水施設  | 23㎡    | 1996/4/1  | 24年 |
| 21 | 池の窪グリーンパーク         | かっこう(旧管理棟)     | 87㎡    | 1997/4/1  | 23年 |
| 22 | 池の窪グリーンパーク         | ほととぎす          | 39㎡    | 1997/4/1  | 23年 |
| 23 | 池の窪グリーンパーク         | ふくろう           | 39㎡    | 1997/4/1  | 23年 |
| 24 | 村営学習施設「したしぎ」「なかしぎ」 | したしぎ           | 1,491㎡ | 1998/4/1  | 22年 |
| 25 | 諸塚山 飯干溪流の里         | ログハウス          | 122㎡   | 1999/4/1  | 21年 |

【基準日】令和3年3月31日

図表 33 【対象施設一覧】

| 番号 | 名称         | 建物名            | 延床面積 | 建築年月日     | 築年数 |
|----|------------|----------------|------|-----------|-----|
| 26 | 諸塚山 飯干溪流の里 | 諸塚山飯干溪流の里炊事便所棟 | 77㎡  | 1999/4/1  | 21年 |
| 27 | へいだの里      | へいだの里          | 306㎡ | 2000/4/1  | 20年 |
| 28 | 諸塚山 飯干溪流の里 | 諸塚山溪流の里倉庫      | 15㎡  | 2003/4/1  | 17年 |
| 29 | 池の窪グリーンパーク | 炊事棟            | 38㎡  | 2020/3/19 | 1年  |

【基準日】令和3年3月31日

## (2)対象施設の建築年割合

図表 34 【建築年数割合】

|      | 築20年未満 | 築20-30年未満 | 築30-40年未満 | 築40年以上 | 不明   | 合計     |
|------|--------|-----------|-----------|--------|------|--------|
| 延床面積 | 359㎡   | 3,579㎡    | 1,450㎡    | 1,593㎡ | 325㎡ | 7,306㎡ |
| 割合   | 5%     | 49%       | 20%       | 22%    | 4%   | 100%   |

【基準日】令和3年3月31日

## (3)現状及び課題

村民の健康づくり・レクリエーション活動の拠点となる施設ですが、半数近く建設から30年以上が経過しています。また、今後も施設利用者のさらなる増加が課題となっています。

## (4)今後の方針

施設の老朽化については、利用者の安全確保の観点から優先度に応じた耐震化・長寿命化工事を検討するほか、内部設備についても緊急性に応じた入れ替えを検討します。また、建替え・大規模改修を検討する際は、利用者の推移を踏まえながら適切な規模となるよう検討します。施設の利用率向上・利用者数増加に向けた取組を行うことで、利用料等のさらなる確保に努めます。

日常的な維持管理については、指定管理先と連携し施設運営を効率化させることで、費用削減とサービスの向上を両立させます。

4. 産業系施設

(1) 対象施設

図表 35 【対象施設一覧】

| 番号 | 名称                | 建物名         | 延床面積    | 建築年月日     | 築年数 |
|----|-------------------|-------------|---------|-----------|-----|
| 1  | 立岩山菜等加工品生産施設      | 共同作業所       | 150㎡    | 不明        | 不明  |
| 2  | 石原バル椎茸生産施設        | 作業施設        | 60㎡     | 不明        | 不明  |
| 3  | こめ太郎、七ツ山地区ランド     | 弓木コイン精米場    | 25㎡     | 不明        | 不明  |
| 4  | もろつかわしすきや         | わしすきや       | 109㎡    | 1980/3/27 | 41年 |
| 5  | 七ツ山山菜等加工品生産施設     | 共同作業所       | 150㎡    | 1987/3/30 | 34年 |
| 6  | 荒谷菌床栽培施設          | 菌床栽培施設      | 330㎡    | 1990/3/24 | 31年 |
| 7  | 林業総合センター(ウッドピア諸塚) | 林業センター      | 270㎡    | 1991/3/20 | 30年 |
| 8  | 諸塚村畜産振興センター       | 畜産センター堆肥舎   | 33㎡     | 1996/3/1  | 25年 |
| 9  | 真弓岳地区展示販売施設       | 真弓岳給水施設     | 25㎡     | 1997/3/11 | 24年 |
| 10 | 飯干地区展示販売施設        | 飯干地区展示販売施設  | 44㎡     | 1997/3/27 | 24年 |
| 11 | 諸塚村畜産振興センター       | 畜産センター牛舎他   | 1,874㎡  | 1997/3/27 | 24年 |
| 12 | 諸塚村椎茸生産施設(水見)     | 作業用建物       | 640㎡    | 1997/3/31 | 24年 |
| 13 | 諸塚村椎茸生産施設(水見)     | 人工ほだ場(平成9年) | 12,022㎡ | 1997/3/31 | 24年 |
| 14 | 真弓岳地区展示販売施設       | 真弓岳地区展示販売施設 | 44㎡     | 1997/4/1  | 23年 |
| 15 | 諸塚村椎茸生産施設(水見)     | ハウス         | 5,508㎡  | 1998/3/31 | 23年 |
| 16 | 家長地区椎茸生産施設        | 作業用建物       | 200㎡    | 1998/3/31 | 23年 |
| 17 | 諸塚地区釜茶加工施設        | 釜茶工場        | 686㎡    | 1998/2/27 | 23年 |
| 18 | 木材加工センター          | リサイクルセンター   | 53㎡     | 1998/3/27 | 23年 |
| 19 | 生椎茸選別場            | 生椎茸選別場      | 93㎡     | 1998/3/31 | 23年 |
| 20 | 家代煎茶工場            | 家代煎茶工場      | 475㎡    | 1998/2/27 | 23年 |
| 21 | 家長地区椎茸生産施設        | ハウス         | 1,050㎡  | 1998/4/1  | 22年 |
| 22 | 家長地区椎茸生産施設        | 人工ほだ場       | 2,017㎡  | 1998/4/1  | 22年 |
| 23 | 立岩地区椎茸生産施設        | 作業用建物       | 60㎡     | 2000/3/28 | 21年 |
| 24 | 立岩地区椎茸生産施設        | ハウス         | 1,050㎡  | 2000/3/28 | 21年 |
| 25 | 立岩地区椎茸生産施設        | 人工ほだ場       | 4,032㎡  | 2000/3/28 | 21年 |

【基準日】令和3年3月31日

図表 35 【対象施設一覧】

| 番号 | 名称             | 建物名          | 延床面積   | 建築年月日      | 築年数 |
|----|----------------|--------------|--------|------------|-----|
| 26 | 家代地区山菜の里加工施設   | 機械格納庫        | 65㎡    | 2000/3/31  | 21年 |
| 27 | ふるさと物産館「海幸・山幸」 | 海幸・山幸        | 61㎡    | 2000/11/30 | 20年 |
| 28 | 諸塚村椎茸生産施設(水見)  | 人工ほだ場(平成14年) | 1,513㎡ | 2002/10/16 | 18年 |
| 29 | 石原バル椎茸生産施設     | 人工ほだ場        | 4,034㎡ | 2003/12/12 | 17年 |
| 30 | 石原バル椎茸生産施設     | ハウス          | 1,050㎡ | 2003/12/12 | 17年 |
| 31 | 石原バル椎茸生産施設     | 給水施設         | 110㎡   | 2003/12/12 | 17年 |
| 32 | 諸塚村菌床栽培施設      | 菌床栽培施設       | 621㎡   | 2005/3/28  | 16年 |
| 33 | 諸塚村菌床栽培施設      | おが粉製造施設      | 105㎡   | 2005/3/28  | 16年 |
| 34 | 諸塚村菌床栽培施設      | 管理棟          | 44㎡    | 2005/3/28  | 16年 |
| 35 | 諸塚村菌床栽培施設      | 菌床ハウス        | 189㎡   | 2005/3/28  | 16年 |

【基準日】令和3年3月31日

## (2)対象施設の建築年割合

図表 36 【建築年数割合】

|      | 築20年未満 | 築20-30年未満 | 築30-40年未満 | 築40年以上 | 不明   | 合計      |
|------|--------|-----------|-----------|--------|------|---------|
| 延床面積 | 7,727㎡ | 30,242㎡   | 480㎡      | 109㎡   | 235㎡ | 38,793㎡ |
| 割合   | 20%    | 78%       | 1%        | 0%     | 1%   | 100%    |

【基準日】令和3年3月31日

## (3)現状及び課題

基幹産業である椎茸生産施設などは産業振興において大きな役割を担っているものの、近年では施設の老朽化が目立ち、既に多額の維持管理費用がかかっているほか、大規模改修やさらなる長寿命化が必要な時期も近づいています。

人口減少に伴い施設の利用者数も年々減少傾向にあるものの、活性化には産業振興が欠かせないことから、今後のあり方とさらなる活用方法の検討が課題となっています。

## (4)今後の方針

老朽化が進んでいる施設に関しては、現状の利用度合いと今後の利用見込みを鑑みて適正な規模を検討し、優先順位をつけて老朽化対策に努めます。また、定期的な点検を実施することで、トータルコストの圧縮に努めます。

5. 学校教育系施設

(1) 対象施設

図表 37 【対象施設一覧】

| 番号 | 名称        | 建物名       | 延床面積   | 建築年月日      | 築年数 |
|----|-----------|-----------|--------|------------|-----|
| 1  | 諸塚中学校     | 校舎        | 1,021㎡ | 1966/4/1   | 54年 |
| 2  | 諸塚中学校     | 校舎        | 1,670㎡ | 1966/4/1   | 54年 |
| 3  | 諸塚中学校     | 体育館       | 896㎡   | 1968/3/11  | 53年 |
| 4  | 荒谷小学校     | 校舎        | 711㎡   | 1976/11/25 | 44年 |
| 5  | 七ツ山小学校    | 校舎        | 998㎡   | 1977/3/9   | 44年 |
| 6  | 七ツ山小学校    | 給食室       | 80㎡    | 1977/3/9   | 44年 |
| 7  | 旧立岩小学校    | 校舎        | 657㎡   | 1978/4/1   | 42年 |
| 8  | 荒谷小学校     | 体育館       | 646㎡   | 1980/3/27  | 41年 |
| 9  | 荒谷小学校     | 給食室       | 50㎡    | 1979/11/6  | 41年 |
| 10 | 諸塚小学校     | 体育館       | 760㎡   | 1981/3/19  | 40年 |
| 11 | 七ツ山小学校    | 校舎(家庭科室)  | 80㎡    | 1981/2/12  | 40年 |
| 12 | 立岩小学校屋外便所 | 立岩小学校屋外便所 | 6㎡     | 1984/12/27 | 36年 |
| 13 | 諸塚小学校     | 校舎        | 2,174㎡ | 1991/12/20 | 29年 |
| 14 | 七ツ山小学校    | 体育館       | 697㎡   | 1997/1/31  | 24年 |

【基準日】令和3年3月31日

(2) 対象施設の建築年割合

図表 38 【建築年数割合】

|      | 築20年未満 | 築20-30年未満 | 築30-40年未満 | 築40年以上 | 合計      |
|------|--------|-----------|-----------|--------|---------|
| 延床面積 | 0㎡     | 2,871㎡    | 846㎡      | 6,730㎡ | 10,447㎡ |
| 割合   | 0%     | 28%       | 8%        | 64%    | 100%    |

【基準日】令和3年3月31日

### (3)現状及び課題

児童生徒が利用することから、全ての学校施設において耐震化工事を実施する等、とりわけ安全性に配慮した施設管理を行っています。また、これまでも学校施設の統廃合を実施してきましたが、今後も児童生徒数の減少が予想されます。学校規模の適正化及び適正配置については、児童生徒への教育環境にかかわる重要な問題であることから、検討にあたっては、保護者、地域住民の考えや意向を十分に把握する必要があります。さらに、児童生徒が安心して学べる環境を維持するために学校の適正な施設の運営にも留意する必要があります。

### (4)今後の方針

施設の長寿命化においては、老朽化実態調査から得られた健全度を基に経過年数や屋上・屋根及び外壁の評価を考慮し、大規模改造と長寿命化改修を基本として実施計画検討に取り組むものとし、整備基準としては、長寿命化改修は構造躯体の健全性が確保される施設とし、中でも緊急性の高い建物を優先的に整備していくこととします。

長寿命化改修にあたっては、必要に応じ構造躯体の健全性調査を行うものとし、ただし、建物の劣化状況や財政計画の状況によっては、改築が効果的な建物が生じる場合もあり、施設の整備事業計画を前提にしつつ、個別に検討・対応を行っていきます。また、部位修繕については緊急性を要する施設を優先的に整備していくこととします。

## 6. 子育て支援施設

### (1) 対象施設

図表 39 【対象施設一覧】

| 番号 | 名称          | 建物名      | 延床面積 | 建築年月日     | 築年数 |
|----|-------------|----------|------|-----------|-----|
| 1  | 母子健康センター    | 母子健康センター | 265㎡ | 1969/3/5  | 52年 |
| 2  | 諸塚幼稚園       | 幼稚園舎1    | 180㎡ | 1991/2/6  | 30年 |
| 3  | 七ツ山ふれあいセンター | ひまわり保育所  | 109㎡ | 1992/3/13 | 29年 |
| 4  | 諸塚幼稚園       | 幼稚園舎2    | 196㎡ | 1995/1/26 | 26年 |
| 5  | 諸塚保育所       | 諸塚保育所    | 339㎡ | 2017/3/31 | 4年  |
| 6  | 荒川へき地保育所    | 荒川保育所    | 77㎡  | 2019/2/26 | 2年  |

【基準日】令和3年3月31日

### (2) 対象施設の建築年割合

図表 40 【建築年数割合】

|      | 築20年未満 | 築20-30年未満 | 築30-40年未満 | 築40年以上 | 合計     |
|------|--------|-----------|-----------|--------|--------|
| 延床面積 | 416㎡   | 485㎡      | 0㎡        | 265㎡   | 1,166㎡ |
| 割合   | 35%    | 42%       | 0%        | 23%    | 100%   |

【基準日】令和3年3月31日

### (3) 現状及び課題

子育て支援施設、保育所、幼稚園は、施設の運営は村の直営です。核家族化や夫婦共働きなどの社会構造の変化に伴う利用者のニーズの高まりも想定され、これらの施設においては行政がある程度関わった運営管理が望ましいと思われます。

(4) 今後の方針

日常点検マニュアル及び劣化状況調査マニュアルに沿った日常点検・定期点検を行い、施設を適正に管理します。将来的な子ども数の減少に対応した供給を図る必要があります。子育て支援施設は、子育て世代への支援や児童の健全育成といった役割があり、子供の減少とともに質を高めつつ、適切な維持管理に努めます。

## 7. 保健・福祉施設

### (1) 対象施設

図表 41 【対象施設一覧】

| 番号 | 名称            | 建物名        | 延床面積   | 建築年月日     | 築年数 |
|----|---------------|------------|--------|-----------|-----|
| 1  | 福祉館           | 老人福祉館      | 314㎡   | 1972/3/31 | 49年 |
| 2  | 諸塚村デイサービスセンター | デイサービスセンター | 351㎡   | 1992/2/15 | 29年 |
| 3  | もろつかせせらぎの里    | 特別養護老人ホーム  | 1,399㎡ | 1993/3/19 | 28年 |
| 4  | せせらぎの湯        | せせらぎの湯     | 149㎡   | 2003/3/5  | 18年 |
| 5  | 高齢者福祉センター     | 生活福祉ハウス    | 299㎡   | 2009/3/16 | 12年 |

【基準日】令和3年3月31日

### (2) 対象施設の建築年割合

図表 42 【建築年数割合】

|      | 築20年未満 | 築20-30年未満 | 築30-40年未満 | 築40年以上 | 合計     |
|------|--------|-----------|-----------|--------|--------|
| 延床面積 | 448㎡   | 1,750㎡    | 0㎡        | 314㎡   | 2,512㎡ |
| 割合   | 17%    | 70%       | 0%        | 13%    | 100%   |

【基準日】令和3年3月31日

### (3) 現状及び課題

安全面のほか衛生面にも留意した運営を行っていますが、次第に財政状況が厳しくなっています。今後も施設の老朽化による財政的な負担の増大が考えられます。冬季は地形的に水道管の凍結が多く発生しており、冷暖房については電化されていて使用容量に注意しながら運営しています。

(4) 今後の方針

日常点検マニュアル及び劣化状況調査マニュアルに沿った日常点検・定期点検を行い、施設を適正に管理します。また、民間が同様の事業を行っている場合は、民間事業者の動向を踏まえながら優先順位を付けた維持補修を検討します。また、引き続き指定管理者制度を活用することで、サービスの提供に支障をきたさない範囲で各種経費削減や委託の見直し等を検討します。

## 8. 医療施設(普通会計)

### (1) 対象施設

図表 43 【対象施設一覧】

| 番号 | 名称    | 建物名   | 延床面積 | 建築年月日      | 築年数 |
|----|-------|-------|------|------------|-----|
| 1  | 歯科診療所 | 歯科診療所 | 84㎡  | 1995/11/30 | 25年 |

【基準日】令和3年3月31日

### (2) 対象施設の建築年割合

図表 44 【建築年数割合】

|      | 築20年未満 | 築20-30年未満 | 築30-40年未満 | 築40年以上 | 合計   |
|------|--------|-----------|-----------|--------|------|
| 延床面積 | 0㎡     | 84㎡       | 0㎡        | 0㎡     | 84㎡  |
| 割合   | 0%     | 100%      | 0%        | 0%     | 100% |

【基準日】令和3年3月31日

### (3) 現状及び課題

村内唯一の公的な歯科診療施設であるため、施設の統合や廃止等の検討は行いません。しかし、建設から間もなく30年を迎え、施設の老朽化に伴う維持補修や、医療機器の更新等とその財政負担が課題となっています。

今後も、指定管理者との連携のもと、継続的な医療サービスを提供するための施設管理・運営の基準づくりが課題となっています。

### (4) 今後の方針

医療施設の維持補修などの経費について、指定管理者との間での負担にかかる基準づくりを行います。今後も患者数や利用状況等を把握し、安心安全で必要な医療が提供できる施設の維持に努めます。

## 9. 行政系施設

### (1) 対象施設

図表 45 【対象施設一覧】

| 名称             | 建物名        | 延床面積   | 建築年月日     | 築年数 |
|----------------|------------|--------|-----------|-----|
| 諸塚村役場          | 役場庁舎       | 3,186㎡ | 1987/2/28 | 34年 |
| 消防庫            | 消防ポンプ車車庫   | 24㎡    | 1986/4/1  | 34年 |
| もろつか光ネットセンター施設 | 光ネットセンター施設 | 不明     | 2011/3/22 | 10年 |
| 滝の下地区消防機庫      | 滝の下地区消防機庫  | 52㎡    | 2013/4/6  | 7年  |

【基準日】令和3年3月31日

### (2) 対象施設の建築年割合

図表 46 【建築年数割合】

|      | 築20年未満 | 築20-30年未満 | 築30-40年未満 | 築40年以上 | 合計     |
|------|--------|-----------|-----------|--------|--------|
| 延床面積 | 52㎡    | 0㎡        | 3,210㎡    | 0㎡     | 3,262㎡ |
| 割合   | 2%     | 0%        | 98%       | 0%     | 100%   |

【基準日】令和3年3月31日

### (3) 現状及び課題

庁舎は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施することを目的とする施設です。庁舎は、建設後30年以上経ち、施設の老朽化が進行しています。しかし、これまで定期的に修繕工事を行ってきたため、施設健全度は81点で、「安全上」及び「機能上」は問題ないと評価されています。

消防施設は、その性質上内部の設備が故障した際は早急な対応が求められています。

### (4) 今後の方針

施設の維持管理については、利用状況や日常的・定期的な点検結果を踏まえながら、維持補修や長寿命化について優先度をつけて対応することで、費用削減と負担の平準化に努めます。

10. 公営住宅等

(1) 対象施設

図表 47 【対象施設一覧】

| 番号 | 名称                  | 建物名       | 延床面積 | 建築年月日      | 築年数 |
|----|---------------------|-----------|------|------------|-----|
| 1  | 医師住宅                | 医師住宅45    | 89㎡  | 不明         | 不明  |
| 2  | 医師住宅                | 医師住宅46    | 82㎡  | 不明         | 不明  |
| 3  | 村営住宅107             | 村営住宅107   | 89㎡  | 1970/3/31  | 51年 |
| 4  | 村営住宅106             | 村営住宅106   | 82㎡  | 1971/3/31  | 50年 |
| 5  | 村営住宅98              | 村営住宅98    | 54㎡  | 1973/6/1   | 47年 |
| 6  | 村営住宅99              | 村営住宅99    | 54㎡  | 1973/6/1   | 47年 |
| 7  | 医師住宅                | 医師住宅      | 不明   | 1974/1/1   | 47年 |
| 8  | 教員住宅101・60          | 教員住宅60    | 50㎡  | 1981/3/20  | 40年 |
| 9  | 村営住宅108～111号(元看護師寮) | 住宅        | 122㎡ | 1981/12/1  | 39年 |
| 10 | 村営住宅63～70・75        | 村営住宅63    | 57㎡  | 1984/11/16 | 36年 |
| 11 | 村営住宅63～70・75        | 村営住宅64    | 57㎡  | 1984/11/16 | 36年 |
| 12 | 村営住宅63～70・75        | 村営住宅65    | 57㎡  | 1984/11/16 | 36年 |
| 13 | 村営住宅63～70・75        | 村営住宅66    | 57㎡  | 1984/11/16 | 36年 |
| 14 | 村営住宅100・101         | 村営100     | 50㎡  | 1984/12/25 | 36年 |
| 15 | 村営住宅100・101         | 村営101     | 50㎡  | 1984/12/25 | 36年 |
| 16 | 村営住宅63～70・75        | 村営住宅69    | 59㎡  | 1985/12/21 | 35年 |
| 17 | 村営住宅63～70・75        | 村営住宅70    | 59㎡  | 1985/12/21 | 35年 |
| 18 | 村営住宅71～73           | 村営住宅71    | 61㎡  | 1987/3/30  | 34年 |
| 19 | 村営住宅71～73           | 村営住宅72    | 61㎡  | 1987/3/30  | 34年 |
| 20 | 村営住宅71～73           | 村営住宅73    | 61㎡  | 1987/3/31  | 34年 |
| 21 | 村営住宅74              | 村営住宅74    | 58㎡  | 1988/3/31  | 33年 |
| 22 | 公営住宅53～54           | 公営住宅53    | 59㎡  | 1989/3/10  | 32年 |
| 23 | 公営住宅53～54           | 公営住宅54    | 59㎡  | 1989/3/10  | 32年 |
| 24 | 公営住宅55～60           | 公営住宅55～60 | 406㎡ | 1990/9/30  | 30年 |
| 25 | 公営住宅61～64           | 公営住宅61～64 | 210㎡ | 1992/2/28  | 29年 |

【基準日】令和3年3月31日

図表 47 【対象施設一覧】

| 番号 | 名称            | 建物名             | 延床面積 | 建築年月日      | 築年数 |
|----|---------------|-----------------|------|------------|-----|
| 26 | 村営住宅63～70・75  | 村営住宅75          | 67㎡  | 1991/8/2   | 29年 |
| 27 | 村営住宅76～79     | 村営住宅76～79       | 147㎡ | 1992/2/28  | 29年 |
| 28 | 教員住宅83～86     | 教員住宅83～86       | 261㎡ | 1992/3/25  | 29年 |
| 29 | 公営住宅65        | 公営住宅65          | 59㎡  | 1993/1/30  | 28年 |
| 30 | 公営住宅66・67     | 公営住宅66・67       | 110㎡ | 1993/2/5   | 28年 |
| 31 | 村営住宅102       | 村営102           | 62㎡  | 1993/2/10  | 28年 |
| 32 | 医師住宅1-2号(2棟)  | 住宅              | 165㎡ | 1994/2/28  | 27年 |
| 33 | 教員住宅88～91     | 教員住宅88～91       | 237㎡ | 1994/2/16  | 27年 |
| 34 | 村営住宅103・104   | 村営103・104       | 134㎡ | 1994/3/1   | 27年 |
| 35 | 公営住宅68～75     | 公営住宅68～70       | 177㎡ | 1994/10/1  | 26年 |
| 36 | 公営住宅68～75     | 公営住宅71～75       | 307㎡ | 1994/10/1  | 26年 |
| 37 | 特定公共賃貸住宅1～4   | 特定公共賃貸住宅1～4     | 189㎡ | 1994/5/1   | 26年 |
| 38 | 山村定住住宅        | 山村定住住宅1         | 82㎡  | 1995/3/31  | 26年 |
| 39 | 山村定住住宅        | 山村定住住宅2         | 82㎡  | 1995/3/31  | 26年 |
| 40 | 村営住宅94・95     | 村営住宅94・95       | 177㎡ | 1995/3/1   | 26年 |
| 41 | 特定公共賃貸住宅5～8   | 特定公共賃貸住宅5～8     | 210㎡ | 1995/6/1   | 25年 |
| 42 | 山村定住住宅        | 山村定住住宅3         | 81㎡  | 1996/2/1   | 25年 |
| 43 | 山村定住住宅        | 山村定住住宅4         | 81㎡  | 1996/2/1   | 25年 |
| 44 | 山村定住住宅        | 山村定住住宅5         | 80㎡  | 1996/2/1   | 25年 |
| 45 | 特定公共賃貸住宅9～11  | 特定公共賃貸住宅9・10    | 131㎡ | 1996/4/1   | 24年 |
| 46 | 特定公共賃貸住宅9～11  | 特定公共賃貸住宅11      | 46㎡  | 1996/4/1   | 24年 |
| 47 | 特定公共賃貸住宅12～15 | 特定公共賃貸住宅12～15   | 311㎡ | 1996/4/1   | 24年 |
| 48 | 特定公共賃貸住宅16～19 | 特定公共賃貸住宅16～19   | 451㎡ | 1997/1/1   | 24年 |
| 49 | 山村定住住宅        | 山村定住住宅6         | 82㎡  | 1997/3/1   | 24年 |
| 50 | 山村定住住宅        | 山村定住住宅7         | 82㎡  | 1997/3/1   | 24年 |
| 51 | 山村定住住宅        | 山村定住住宅8         | 82㎡  | 1997/3/1   | 24年 |
| 52 | 教員住宅97・97荒小   | 教員住宅96・97       | 120㎡ | 1996/12/20 | 24年 |
| 53 | 公営住宅76～79     | 公営住宅76～79       | 297㎡ | 1997/12/1  | 23年 |
| 54 | 特定公共賃貸住宅20    | 特定公共賃貸住宅20      | 84㎡  | 1997/4/1   | 23年 |
| 55 | 特定公共賃貸住宅21～26 | 特定公共賃貸住宅21～26   | 528㎡ | 1997/12/1  | 23年 |
| 56 | 村営住宅105       | 村営住宅105         | 132㎡ | 1998/3/27  | 23年 |
| 57 | 山村定住住宅        | 山村定住住宅9         | 81㎡  | 1998/4/1   | 22年 |
| 58 | 教員住宅100       | 教員住宅100         | 60㎡  | 1999/3/26  | 22年 |
| 59 | 砂田の元団地        | 公営80～84、特賃27～29 | 541㎡ | 1999/3/1   | 22年 |
| 60 | 教員住宅102       | 教員住宅102         | 60㎡  | 2000/3/7   | 21年 |

【基準日】令和3年3月31日

図表 47 【対象施設一覧】

| 番号 | 名称                    | 建物名                     | 延床面積 | 建築年月日      | 築年数 |
|----|-----------------------|-------------------------|------|------------|-----|
| 61 | 教員住宅101・60            | 教員住宅101                 | 60㎡  | 2000/3/7   | 21年 |
| 62 | 特定公共賃貸住宅30～35、公営85～86 | 家代特賃30～35、公85～86        | 412㎡ | 1999/12/1  | 21年 |
| 63 | 山村定住10～11滝ノ下          | 山10～11                  | 163㎡ | 2001/3/1   | 20年 |
| 64 | 山村定住12荒谷              | 山12                     | 80㎡  | 2001/3/1   | 20年 |
| 65 | 教員住宅103               | 住宅103                   | 80㎡  | 2001/2/5   | 20年 |
| 66 | 教員住宅104               | 教員住宅104(平成13年)          | 60㎡  | 2001/2/5   | 20年 |
| 67 | 山村定住住宅13・14・15        | 山13・14                  | 163㎡ | 2002/3/12  | 19年 |
| 68 | 山村定住住宅13・14・15        | 山15 山村定住「宮崎の家」          | 82㎡  | 2002/3/1   | 19年 |
| 69 | 教員住宅105・106           | 教員住宅105・106             | 120㎡ | 2002/7/9   | 18年 |
| 70 | 教員住宅104               | 教員住宅104(平成15年)          | 60㎡  | 2003/1/30  | 18年 |
| 71 | 教員住宅108、109、110、111   | 教員住宅108、109、110、111     | 262㎡ | 2008/3/25  | 13年 |
| 72 | 仮設住宅(フドノ平)            | 仮設住宅                    | 65㎡  | 2010/5/10  | 10年 |
| 73 | 仮設住宅(フドノ平)            | 仮設住宅倉庫(フドノ平)            | 53㎡  | 2010/5/10  | 10年 |
| 74 | 仮設住宅(尾野)              | 仮設住宅(尾野)4305            | 130㎡ | 2010/5/10  | 10年 |
| 75 | 仮設住宅(尾野)              | 仮設住宅(尾野)4327            | 130㎡ | 2010/5/10  | 10年 |
| 76 | 水見椎茸団地                | 仮設住宅(榎木谷)               | 313㎡ | 2011/3/31  | 10年 |
| 77 | 山村定住住宅16              | 山村定住住宅16                | 91㎡  | 2011/4/1   | 9年  |
| 78 | 水見椎茸団地                | 仮設住宅(尾野・フドノ平)           | 260㎡ | 2011/12/28 | 9年  |
| 79 | 山村定住住宅17・18           | 山村定住住宅17                | 91㎡  | 2012/4/1   | 8年  |
| 80 | 山村定住住宅17・18           | 山村定住住宅18                | 91㎡  | 2012/7/1   | 8年  |
| 81 | 山村定住井戸団地              | 山村定住住宅井戸団地(山23号)        | 85㎡  | 2019/3/29  | 2年  |
| 82 | 砂田の元第2団地              | 公営住宅砂田の元団地第2団地(87号～92号) | 255㎡ | 2018/4/27  | 2年  |
| 83 | 福祉職員専用住宅              | 福祉職員専用住宅                | 273㎡ | 2020/3/19  | 1年  |
| 84 | 砂田の元団地                | 倉庫                      | 8㎡   | 2020/3/10  | 1年  |
| 85 | 城の下第2団地               | 公61号、村76号               | 37㎡  | 2020/3/31  | 1年  |
| 86 | 城の下第2団地               | 公57号、村60号               | 135㎡ | 2020/3/31  | 1年  |

【基準日】令和3年3月31日

(2)対象施設の建築年割合

図表 48 【建築年数割合】

|      | 築20年未満 | 築20-30年未満 | 築30-40年未満 | 築40年以上 | 不明   | 合計      |
|------|--------|-----------|-----------|--------|------|---------|
| 延床面積 | 3,089㎡ | 6,883㎡    | 980㎡      | 278㎡   | 169㎡ | 11,399㎡ |
| 割合   | 28%    | 60%       | 9%        | 2%     | 1%   | 100%    |

【基準日】令和3年3月31日

(3)現状及び課題

建設から50年以上が経過した施設や敷地面積が狭い施設もあり、村民の安全・快適・継続的な利用に課題があります。本計画の個別計画にあたる「諸塚村公営住宅等長寿命化計画」を策定し、それぞれの施設に関する調査及び今後の方針を決定しています。

(4)今後の方針

「諸塚村公営住宅等長寿命化計画」を着実に実行することで、計画的に公営住宅の用途廃止・建替え・維持補修・長寿命化を進め、施設全体としてのライフサイクルコストの削減、費用負担の平準化に努めます。

## 11. 公園

### (1) 対象施設

図表 49 【対象施設一覧】

| 番号 | 名称        | 建物名           | 延床面積 | 建築年月日 | 築年数 |
|----|-----------|---------------|------|-------|-----|
| 1  | 吉野宮公園公衆便所 | 吉野宮公園公衆便所・休憩棟 | 35㎡  | 不明    | 不明  |
| 2  | 猿越公園トイレ   | 猿越公園トイレ       | 不明   | 不明    | 不明  |

【基準日】令和3年3月31日

### (2) 対象施設の建築年割合

図表 50 【建築年数割合】

|      | 築20年未満 | 築20-30年未満 | 築30-40年未満 | 築40年以上 | 不明   | 合計   |
|------|--------|-----------|-----------|--------|------|------|
| 延床面積 | 0㎡     | 0㎡        | 0㎡        | 0㎡     | 35㎡  | 35㎡  |
| 割合   | 0%     | 0%        | 0%        | 0%     | 100% | 100% |

【基準日】令和3年3月31日

### (3) 現状及び課題

憩いの場として多くの村民に利用されていますが、遊具等で事故が起きる前にいち早く修繕を行う必要があり、継続的に安全性を確保するための取り組みが課題になっています。

### (4) 今後の方針

計画的に点検や維持補修を行い、予防保全型維持管理を実施することで、長期にわたって安全に利用できるよう心がけるとともに、ライフサイクルコストの削減と費用負担の平準化に努めます。

## 12. 供給処理施設

### (1) 対象施設

図表 51 【対象施設一覧】

| 番号 | 名称         | 建物名        | 延床面積 | 建築年月日     | 築年数 |
|----|------------|------------|------|-----------|-----|
| 1  | 井戸ポンプ格納庫   | 機械格納庫      | 39㎡  | 不明        | 不明  |
| 2  | 井戸園芸団地給水施設 | 井戸園芸団地給水施設 | 8㎡   | 不明        | 不明  |
| 3  | 太陽光発電街路灯   | 街路灯設備      | 不明   | 不明        | 不明  |
| 4  | 諸塚浄化センター   | 処理棟        | 323㎡ | 2003/3/31 | 18年 |
| 5  | 諸塚浄化センター   | 管理棟        | 不明   | 2003/3/31 | 18年 |

【基準日】令和3年3月31日

### (2) 対象施設の建築年割合

図表 52 【建築年数割合】

|      | 築20年未満 | 築20-30年未満 | 築30-40年未満 | 築40年以上 | 不明  | 合計   |
|------|--------|-----------|-----------|--------|-----|------|
| 延床面積 | 323㎡   | 0㎡        | ㎡         | 0㎡     | 47㎡ | 370㎡ |
| 割合   | 87%    | 0%        | 0%        | 0%     | 13% | 100% |

【基準日】令和3年3月31日

### (3) 現状及び課題

台風や寒波、落雷などの自然災害による被害がありますが、その都度修繕している状況です。給水施設電気料の負担軽減策等を議論し、あらゆる対策を検討していく必要があります。

### (4) 今後の方針

修繕等は緊急性等で優先順位を判断し村で対応します。今後も引き続き計画的な点検や維持管理を行い、施設としてのライフサイクルコストの削減に努めます。

### 13.医療施設(病院会計)

#### (1)対象施設

図表 53 【対象施設一覧】

| 番号 | 名称    | 建物名         | 延床面積   | 建築年月日    | 築年数 |
|----|-------|-------------|--------|----------|-----|
| 1  | 診療所事業 | 国民健康保険諸塚診療所 | 1,338㎡ | 2012/2/8 | 9年  |

【基準日】令和3年3月31日

#### (2)対象施設の建築年割合

図表 54 【建築年数割合】

|      | 築20年未満 | 築20-30年未満 | 築30-40年未満 | 築40年以上 | 合計     |
|------|--------|-----------|-----------|--------|--------|
| 延床面積 | 1,338㎡ | 0㎡        | 0㎡        | 0㎡     | 1,338㎡ |
| 割合   | 100%   | 0%        | 0%        | 0%     | 100%   |

【基準日】令和3年3月31日

#### (3)現状及び課題

村民及び周辺住民の地域医療の核としての役割が強く求められています。建築後20年未満ですが、今後は施設の老朽化に伴う維持補修や、医療機器の更新等とその財政負担が見込まれます。今後も、指定管理者との連携のもと、継続的な医療サービスを提供するための施設管理・運営の基準づくりが課題になっています。

#### (4)今後の方針

医療施設の維持補修や長寿命化・建替えに要する経費について、指定管理者との間での負担にかかる基準づくりを行います。その上で、必要性の優先順位を設け、維持補修や長寿命化・建替えを検討します。

## 14. インフラ施設(上水道)

### (1) 対象施設

図表 55 【対象施設一覧】

| 管種  | 総延長     |
|-----|---------|
| 導水管 | 6,154m  |
| 送水管 | 885m    |
| 配水管 | 11,992m |

【基準日】令和3年3月31日

### (2) 現状及び課題

老朽化の状況については、比較できる指標がないものの、村内における簡易水道施設は整備後の維持管理は適正に行われています。現在、各簡易水道施設整備から20年ほど経過しており、耐用年数以上経過している配管はありません。

### (3) 今後の方針

老朽化について、稼働からの経年劣化が進む中、更新の検討も必要ですが、給水人口の推移も注視し、事業規模見直しや施設・管路の維持に努めます。また、老朽化に対応するため、限られた財源の中で優先順位をつけた更新計画を検討します。なお、経営戦略は策定済です。

## 15. インフラ施設(下水道)

### (1) 対象施設

図表 56 【対象施設一覧】

| 管渠       | 総延長    |
|----------|--------|
| 250mm 以下 | 4,907m |

【基準日】令和3年3月31日

### (2) 現状及び課題

老朽化の状況については、比較できる指標がないものの、村内における下水道施設は整備後の維持管理は適正に行われています。配管の老朽化による故障報告もありませんが、今後年度毎の更新も必要になってくると見込まれます。

### (3) 今後の方針

稼働から相応の年数が経過し老朽化が進む中、更新の検討も必要ですが、処理区域内の戸数増加も期待できないため、将来的には事業規模・継続を含めて下水道事業の方向性の検討が必要です。

経営戦略策定済みですが、老朽化に対応するため、限られた財源の中で優先順位をつけた更新計画を検討します。

## 16. インフラ施設(道路/橋りょう/トンネル)

### (1) 対象施設

図表 57 【対象施設一覧】

| 種別   | 総延長      | 総面積                      |
|------|----------|--------------------------|
| 一般道路 | 508,435m | 2,078,551 m <sup>2</sup> |
| 農道   | 17,238m  | -m <sup>2</sup>          |
| 林道   | 188,254m | -m <sup>2</sup>          |
| 橋りょう | 544m     | 2,697 m <sup>2</sup>     |
| トンネル | 117m     | 602 m <sup>2</sup>       |

【基準日】令和3年3月31日

### (2) 現状及び課題

日常生活を支える重要なライフラインであり、日常的に適切な形で維持管理されていることが求められますが、維持補修や長寿命化に要する費用を平準化させるとともに、工法の見直し等による費用そのものの削減も課題となっています。

### (3) 今後の方針

個別計画に基づき、ライフサイクルコストの削減を図りながら、計画的に長寿命化を進めます。また定期的に近接目視による定期点検を行い、適切な管理を行います。

## 諸塚村 公共施設等総合管理計画

- 初版 平成 28 年度
- 改訂 令和 3 年度

### 【発行・編集】

宮崎県 諸塚村 総務課

〒883-1301

宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代 2683